

令和元年第2回森町議会9月会議会議録（第1日目）

令和元年9月2日（月）

開議 午前10時00分

延会 午後 1時20分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1 号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2 号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 7 議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 8 議案第 4 号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5 号 森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6 号 森町立保育所条例等の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 7 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 8 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 9 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第10号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第11号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第12号 森町森林環境譲与税基金条例制定について
- 17 議案第13号 令和元年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 18 議案第14号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 19 議案第15号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第16号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 21 議案第17号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 22 議案第18号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

- 23 報告第 1 号 平成30年度森町財政健全化判断比率について
- 24 報告第 2 号 平成30年度森町資金不足比率について
- 25 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 26 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 27 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 28 認定第 1 号 平成30年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成30年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成30年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 29 意見書案第1号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書
- 30 意見書案第2号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 31 意見書案第3号 国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書
- 32 議員の派遣について
- 33 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16 番	野 村	洋 君	副議長 1 番	菊 地	康 博 君
2 番	山 田	誠 君	4 番	高 橋	邦 雄 君
5 番	伊 藤	昇 君	6 番	加 藤	進 君
7 番	堀 合	哲 哉 君	8 番	東	隆 一 君
9 番	河 野	文 彦 君	10 番	宮 本	秀 逸 君
11 番	檀 上	美緒子 君	12 番	木 村	俊 広 君
13 番	久 保	友 子 君	14 番	松 田	兼 宗 君
15 番	斉 藤	優 香 君			

○欠席議員（1名）

3 番 佐々木 修 君

○出席説明員

町 長	梶 谷	恵 造 君
副 町 長	木 村	浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷	美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田	勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬	賢 一 君

選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村	本		政	君
防災交通課長	柴	田	正	哲	君
契約管理課長	山	田	真	人	君
企画振興課長	川	村	勝	幸	君
税 務 課 長	柏	渕		茂	君
保健福祉課長	坂	田	明	仁	君
保健福祉課参事	須	藤	智	裕	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮	崎		涉	君
住民生活課長	安	藤		仁	君
子育て支援課長	濱	野	尚	史	君
環 境 課 長	山	本		憲	君
農 林 課 長	寺	澤	英	樹	君
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君
水 産 課 長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建 設 課 長	富	原	尚	史	君
砂 原 支 所 長	落	合	浩	昭	君
地域振興課長	角	野	雄	平	君
町民福祉課長	千	葉	正	一	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学校教育課長	菰	野	友	章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君
生涯学習課長	川	口	武	正	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	野	崎	博	之	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君
病院事務長	小田	桐	克	幸	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員

事務局 長	菊池 一夫 君
次長 兼 議事係 長	奥山 太崇 君
次長 兼 庶務係 長	喜田 和子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 3 議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 6 号 森町立保育所条例等の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 8 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 9 号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 10 号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 11 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 12 号 森町森林環境譲与税基金条例制定について
- 13 議案第 13 号 令和元年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 14 議案第 14 号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第 15 号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第 16 号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第 17 号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 18 議案第 18 号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 19 報告第 1 号 平成30年度森町財政健全化判断比率について
- 20 報告第 2 号 平成30年度森町資金不足比率について
- 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 22 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

23 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和元年第2回森町議会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席4番、高橋邦雄君、議席5番、伊藤昇君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日9月2日から9月13日までの12日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。6月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。

なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

先に、このたびの消防車両の過積載問題に関しまして、これまでの経緯と対応についてご報告いたします。今年2月の過積載報道を受け、当消防本部では水槽つき消防ポンプ自動車3台、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプつき積載車11台、救急車3台、合計20台の測定を実施いたしました。当初報道されておりました道路交通法違反となる積載物重

量制限超過違反は、当町の消防車両にはありませんでしたが、実測した結果、車検証記載の車両総重量を超過していた車両がありましたので、函館運輸支局へ消防車両を持ち込み、車検証の書きかえを実施し、7月25日に全て終了いたしました。結果といたしまして、水槽つき消防ポンプ自動車、いわゆるタンク車1台の消火用水を減量し、運用することといたしました。他の19台につきましては、従前どおりの積載物のまま運用しております。

次に、森町国民健康保険病院売店の終了についてご報告いたします。長らく売店を運営されてこられました経営者から、ご自身の高齢、健康など諸事情により本年8月をもって営業を終了したいという申し出があり、このことを受け、町内業者を探すなどし、また広報もりまち7月号においても広く公募しましたが、新たな運営業者は見つかりませんでした。まことに残念ではありますが、売店を閉店することとなりましたことをご報告いたします。今後は、必要品の提供を自動販売機により継続するなど、できる限りの対策を講じてまいります。

さて、8月5日から6日にかけて、北海道・東北六県山村振興ブロック会議が当町で開催され、全国山村振興連盟北海道支部長として会議を主催いたしました。東北各県の支部長、事務局にご出席をいただき、農林水産省を初め、国土交通省、総務省、林野庁、全国山村振興連盟並びに北海道より多数のご来賓をお迎えし、各省庁からの山村振興施策の説明に続き全国山村振興連盟の活動報告を受け、山村振興の現状と諸課題について活発な情報交換がなされました。翌日は、株式会社ハルキのご協力により道南地域の木材資源と利用拡大に向けた取り組みをテーマに製材工場を視察し、大変有意義な研修となりました。今後とも山村振興が果たす重要な役割を継続的に発揮していけるよう、全国山村振興連盟等関係団体と緊密な連携を図ってまいります。

8月8日には、秋田県湯沢市で開催されました地熱シンポジウム in 湯沢に出席してまいりました。シンポジウムの中で、地熱資源の活用による地域の産業振興に関するモデル地区として秋田県湯沢市、岩手県八幡平市とともに全国で初めての認定をいただきました。このモデル地区認定は、地熱を活用した産業振興や地熱開発事業者と地域住民、温泉事業者などとの理解促進の取り組みが高く評価されたことによるものです。先人の将来を見据えた確かな取り組みに対し、改めまして深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第です。気温35度、450名を超える来場者の熱気がこもるシンポジウムの中で、濁川地区の地熱利用事業につきまして、短い時間ではありましたが、事例発表を行い、町の取り組みを紹介してきたところです。また、各自治体などが地熱に関する特産品などを出展するブースにも参加し、濁川産のトマトを使用したトマトジュースを来賓及び来場者にご試飲いただいたところ、非常に好評で受け付け開始から2時間で品切れとなりました。このたびの認定を機に、今後も地熱利用事業のさらなる推進に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（安藤 仁君） それでは、議案第1号 森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料のナンバー1をご参照願います。初めに、提案理由でございます。住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本人からの届け出により住民票等に旧姓（旧氏）の記載が可能となることなどから所要の規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。次のページをお開き願います。第5条、第6条、第11条の改正箇所につきましては、現在印鑑登録できる氏名のほかに旧姓による印鑑登録を可能にするための規定を整備するものでございます。

また、12条では、磁気テープに記録していたものを磁気ディスクに改めるものでございます。

条例施行日は、令和元年11月5日にしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

資料ナンバー 2 を提出しておりますので、ご参照願います。主な内容ですが、1 点目はフルタイム会計年度任用職員には月額により給料及び各種手当を支給し、パートタイム会計年度任用職員には時間額により報酬を支給しようとするものです。また、一定の勤務条件を満たした場合に期末手当を支給しようとするものです。

2 点目については、フルタイム会計年度任用職員の給料は常勤職員の給料表を準用し、会計年度任用職員給料表に掲げる職種の区分に応じて適用しようとするものです。また、パートタイム会計年度任用職員の報酬は、そのものがフルタイム会計年度任用職員であった場合に適用される基準月額を一月当たりの勤務時間で除して得た額にしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第 2 号に対する質疑を行います。

○11 番（檀上美緒子君） 会計年度職員の部分なのですが、議案の別表の部分なのですが、別表 1 のところに会計年度の給料表が載っているわけです。ここには、全て 1 級ということで 1 号俸からその職種によって上限の範囲がそれぞれ規定されているわけです。この前の全協のときの説明の中で、昇給制度を取り入れるということで、職務経験 12 月ごとに 4 号俸をフルタイムの場合は加算するというような昇給の部分についての規定があるわけなのですが、これをもとにして考えたときに現在それぞれの職種の方々の単価というか、時間給並びに日額という形で規定されているわけなのですが、それらの人たちが今回来年の 4 月から切りかわって会計年度になるときの給与の金額からすると、その号俸が多分スタートになるのだろと思うのですが、その方々も含めて、特に最初の一般事務補助関係の部分でいくと 1 号俸から 9 号俸となっているわけですが、2 年ぐらいというか、2 回の昇給でストップされるという頭打ちの状況になる状況なのです。ですから、ほかの職種においてもそのスタートラインが 1 ではなくて、今言ったように現在の給与体系からいくとそれなりの号俸になるわけなのですが、そこからスタートしたとしてもその上限までの間隔というのは 1 回ないし 2 回の昇給で頭打ちになるということになるのですが、これでそれこそ経験なり何なりを加算したというか、働きがいを持たせる形での給与体系として十分なのかというあたりが非常に疑問に感じるのでなのですが、ここの号俸の範囲というものの考え方についてお聞かせください。

○総務課長（長瀬賢一君） 答えいたします。

この上限の設定につきましては、国のマニュアルにおいても職種ごとに上限を設けるということが念頭に置かれております。当町におきましても職種ごとの職務の内容ですとか責任の程度を踏まえまして、また庁内における類似業種の非常勤職員の給料とも均衡を、そういうものの均衡を考慮して給与水準に一定の上限を設けたところです。それと、さらに当町の財政負担というものも考慮して最大限職員との均衡に努めたということで上限設定をしたというところでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） それはわかるのですけれども、今言ったように2回、2年で大体頭打ちになるということなのです。ということは、それこそ会計年度も含めてなのですから、それこそ通常勤務というか、正規に当然必要な勤務であるということが認定されれば正規職員にかわり得るという可能性も含んでいるわけですから、そういうようなことも踏まえての大体2年ないし長くても3年はないなとは思ったのですけれども、計算してみたところ。そういうようなことも含めての配慮というか、考えということはあるますか。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

檀上議員がおっしゃっているような、そういう配慮ということに関しましては、そういう点まではちょっと至っていない状況でございます。理由につきましては、先ほども申し上げましたとおり職種ごとに職務の内容や責任の度を踏まえたということ、それから庁内における類似業種の非常勤職員の給料との均衡を考慮したと。大きい理由は、当町の財政負担を考慮したということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 3問目。

○11番（檀上美緒子君） 財政的な状況の厳しさというのはわかるのですけれども、やっぱり同一労働、同一賃金ということからしてもその昇給が2回ぐらい、2年程度で頭打ちになるということは働く者にとって非常にそれこそ、前回の町長の答弁の中では昇給も含めてそれこそやりがいのあるような中身にしていくというような答弁もあったかと思うのです、この会計年度任用にかかわっては。ですから、そういう部分についてぜひ国のほうの制度というか、そのマニュアルもあるのでしょうか、町としての努力もぜひお願いしたいなというのがあります。

別の件でよろしいですか。

○議長（野村 洋君） どうぞ。

○11番（檀上美緒子君） 今回の確認なのですけれども、職務の部分にかかわって14条のところで、給与条例第9条の2、11条、12条、13条の規定はフルタイム会計年度任用職員について準用するというような形になっているのですけれども、現在とりわけ第12条の休日勤務にかかわって、これも前回質問させていただいた関係があるのですけれども、閉庁のないいわゆるさくらの園だとか、そういう24時間体制で勤務を必要としているようなところにおいて、今までの臨時職員の方々が満度にきちんとした休日が保障されていなかったという部分があるのですけれども、そのところも含めてこの14条というのはきちんと適用されるということを確認してよろしいでしょうか。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

まず、財政負担のことについて若干ちょっと説明したいのですけれども、来年度会計年度任用職員への支給額がフルタイム、パートタイムを合わせまして制度移行すると約3,000万円増加となります。さらに、再来年度にはフルタイムの会計年度任用職員が退職手当組

合の加入になりますので、その負担金でさらに3,000万円が追加になるということで6,000万円の増加になるということでございます。さらに、仮に月1万円、臨時職員の方が給料アップした場合には約2,000万円の財政負担が生じるということですので、そういったことを考慮して現時点では一定の上限を設けたということでご理解を願いたいというふうに思います。

それから、休日の関係ですけれども、これにつきましては今後は常勤の職員と同様の勤務体系となりますので、今申し上げましたとおり常勤の職員と同様の勤務体系で運用していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、改正の必要となる関係条例を一括して整備しようとするものです。

資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。主な内容ですが、1点目は勤務条件、育児休業、分限及び懲戒等に係る規定について、会計年度任用職員に適用させるため整備しようとするものです。

2点目は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで非常勤職員を対象としていた規定について、会計年度任用職員を対象とする規定に改めようとするものです。

3点目は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、引用条項等が変更となるため規定を整備しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、森町手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料ナンバー4にて説明させていただきます。提案理由につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、森町手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

主たる改正内容といたしましては、令和元年10月1日に予定されております消費税及び地方消費税の税率引き上げにより、特定屋外タンクの許可手数料及び指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵または取り扱うタンクの水張検査及び水圧検査手数料の一部を改正しようとするものでございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

説明資料4の1ページ、2ページ目には新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 資料のほうですけれども、今ご説明ありましたように新旧対照表で金額がアップするという計算になって、表記になっているわけですが、その上に消防法第10条第1項ただし書き等の規定により納付すべき手数料とあるのですけれども、この消防法の中で既に金額が規定されていることであって、森独自の規定ではないということなのでしょうか。

○消防長（東谷直樹君） お答えします。

消防法で金額が規定されているわけではございません。地方自治法によりまして、全国的に統一して定めることが特に必要と認められることに該当することによりまして、国のひな形の金額によりまして改正するものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですか、檀上議員。

○11番（檀上美緒子君） ということは、基準はあるけれども、それぞれの自治体で独自に決定できるというものだというふうにして解釈してよろしいですか。

○消防長（東谷直樹君） お答えいたします。

国のほうで金額については定めておりまして、そのひな形によりまして全国統一の金額となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第5号 森町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（安藤 仁君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

資料ナンバー5をご参照願います。初めに、提案理由でございます。本条例は、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付けについて規定しております。このたび災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正され、災害援護資金の貸し付けに関する規定等が改正されたことから所要の規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。次のページをお開き願います。第14条では、3%の固定利率だった災害援護資金の貸付利率を市町村の条例で3%以内に定めることが可能となったことから、貸付利率を無利子にしようとするものでございます。また、保証人についても市町村の条例で定めることになったことから、保証人

条項を整備しようとするものでございます。

第15条第1項では、年賦償還のみであった償還方法に半年賦償還と月賦償還を加えるものでございます。

同条第3項では、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予、償還免除の特例、償還免除の対象範囲の拡大等について整備しようとするものでございます。

第17条では、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議するための機関を市町村ごとに置くよう努めることになったことから、森町災害弔慰金等支給審査委員会を設置する条項を整備しようとするものでございます。

条例施行日は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第6号 森町立保育所条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（濱野尚史君） それでは、議案第6号 森町立保育所条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、10月からの森町立保育所、幼稚園の保育料完全無償化実施に伴い、関係条例を整備するための条例制定であります。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。第1条では、森町立保育所条例に規定する保育料を町外の方が利用する広域入所者に関する保育料の規定のみに改める一部改正であります。

第2条では、森町立へき地保育所条例の保育料に関する規定を削る一部改正であります。

第3条では、森町立幼稚園保育料等条例を廃止する条例制定であります。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（瀧野尚史君） それでは、議案第7号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、幼児教育・保育の無償化の実施及び厚生労働省の改正に伴い、所要の改正をするための条例制定であります。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。改正内容についてですが、無償化に伴う法改正により新たに支給認定区分が創設されたため、これまでの支給認定を教育・保育給付認定に改める文言の整理と第13条では今回の無償化に伴い、給食費の支払いを町外利用者に限定するための改正であります。

そのほかの改正内容としましては、厚生労働省が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を受けて内容を整合させるための改正であります。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第8号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（濱野尚史君） それでは、議案第8号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、現在町内に対象施設はございませんが、家庭的保育事業を行おうとするものが従うべき基準を定めたものであり、厚生労働省令に基づき市町村が条例で定めております。今般この基準省令が改正されたことに伴い、所要の改正をするための条例制定であります。

資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。改正内容についてですが、第6条では家庭的保育事業所職員が病気等で保育ができない場合における代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和する改正であります。

第16条では、食事の提供に係る外部搬入施設を拡大するための改正であります。

第45条では、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者が卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とする改正であります。

附則第3条では、家庭保育事業者に義務づけられている連携施設確保の期限をさらに5年間延長する改正であります。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第9号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第9号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。条例の朗読を省略させていただきまして、あわせて資料番号9の2ページ目、条例新旧対照表をご参照いただきたいと思います。提案理由でございますが、本案は水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。よって、更新に係る手数料を定め、所要の規定を整備するため、当該条例の一部を改正するものです。

主たる内容については、新旧対照表のとおり給水装置工事事業者指定更新手数料、1件につき8,000円を新設するものです。

附則として、施行日は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第10号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料10にて説明いたします。提案理由につきましては、成年後見制度の利用の促進

に関する法律に基づく措置として成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

主たる改正内容につきましては、１、消防団員の欠格条項から成年被後見人または被保佐人を削除し、所要の改正をしようとするものでございます。

２、本則第６条第２項中の語句を改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和元年12月14日から施行しようとするものでございます。

説明資料10の２ページ目には、新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第11号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、森町火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料11にて説明させていただきます。提案理由につきましては、消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則の一部を改正する省令が平成30年３月28日に公布され、令和元年10月１日に施行となることから森町火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

主たる改正内容といたしましては、平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災から消火器の設置基準が見直され、このたびの改正令、改正規則で火を使用する設備または器具を設けた飲食店等（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く）について、現行の延べ面積150平米以上から延べ面積にかかわらず消火器具の設置

が義務づけられることとなります。このことから、森町火災予防条例第5章、消防用設備等の技術上の基準の附加、消火器具に関する基準第35条に規定している内容についても改正令及び改正規則の内容に合わせ改正しようとするものでございます。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行しようとするものです。

説明資料11の2ページ目には、新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第12号 森町森林環境譲与税基金条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（寺澤英樹君） 議案第12号 森町森林環境譲与税基金条例制定についてご説明いたします。

裏面をごらんいただきたいと思います。あわせて資料ナンバー12をお開きいただきたいと思います。

最初に、資料ナンバー12、こちら制定理由と書いてありますが、提案理由の誤りでありますので、申しわけございません。訂正のほうをお願いいたします。

提案理由でございますが、本案は平成30年度税制改正大綱において森林環境税及び森林環境譲与税の創設が明記され、平成31年度、令和元年度から森林環境譲与税が譲与されます。このため、森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、及び運用するために新たに基金条例を設置するものでございます。

それでは、条例の朗読を省略して、主たる内容についてご説明いたします。第1条では、基金の設置についてであります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条における森林環境譲与税の使途に基づき、森町における森林整備等の施策経費に財源を当てるため基金を設置するものでございます。

第2条では基金の積み立て、第3条では基金の管理、第4条では基金の運用益金の処理、第5条では基金の繰りかえ運用に関することとございます。

第6条は、基金の処分についてであります。第1条の設置の目的を達成するため、第2項において基金の処分方法、一般会計の歳入に繰り出し歳出として支出するものとございます。

第7条は、委任に関することとございます。

この条例は、公布の日から施行するものとございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。

○5番（伊藤 昇君） ちょっと条例の第2条絡みで積み立てで国から森町に譲与されると、こうあるのですけれども、この中身なのですけれども、その譲与基準がまずどのようになっているのか。その譲与基準にその基準の項目、それもどのようになっているのか。それから、率についてもどのようになっているのか、そのあたりをちょっとお知らせいただければと思います。

○農林課長（寺澤英樹君） 答えいたします。

まず、譲与基準ですが、3つあります。1つ目が私有林人工林面積の譲与額、これは当該市町村の私有林人工林面積、補正後の面積割る全国の私有林人工林面積、平成31年度、令和元年度におきましては706万2,420ヘクタール割ることのそれに掛ける80億円ということで私有林人工林面積の譲与額をまず算出してございます。

また、2つ目が林業就業者数譲与額になりますが、これは当該市町村の林業就業者割ることの全国の林業就業者数、31年度、令和元年度につきましては6万3,817人で割りまして、それに32億円を掛けてございます。

3つ目といたしましては、人口に対する譲与額です。当該市町村の人口割ることの全国の人口1億2,716万3,582人掛けることの48億円ということで算出をしてございます。いずれも1,000円未満の端数を切り捨てるということとございます。

項目も今の3つの項目を一応計算いたしまして、森町におきましては私有林人工林面積、これがまず対象となる面積が5,051ヘクタールで金額が572万1,000円、次に林業就業者数、これが49人、金額が245万7,000円、人口につきましては1万5,946人、金額が60万1,000円、合計の877万9,000円を譲与するということになってございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 伊藤議員、質問ありますか。

○5番（伊藤 昇君） 済みません。ちょっと立って言わなかったものなのですけれども、失礼いたしました。

それで、私の聞きたいのは林野率なののですけれども、何%の場合に何、何ぼとかという割り増しがあるというふうに私は聞いておるのですが、その割り増しの部分の森町がどの基準になるのかちょっとお知らせいただければと思います。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

森町につきましては、私有林人工林の面積が3,885.1ヘクタールでございます。林野率が75.6%、補正係数は1.3ということになってございまして、補正係数の考え方につきましては林野率が85%以上の団体は私有林人工林面積を1.5倍に増やすと。林野率が75%以上85%未満の団体につきましては、私有林人工林面積を1.3倍に割り増しということになってございますので、この後段の私有林人工林面積75%以上85%未満の団体ということで1.3倍割り増しで計算をしております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 農林課長、ちょっとさっきの説明あれできないので、後で資料でちょっと出してください。

ほかにありますか。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第13号 令和元年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町一般会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,324万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ122億2,513万8,000円にしようとするものです。

第2条、地方債の変更は、第2表に掲載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款2 地方譲与税の537万6,000円は、森林環境譲与税を計上し、森林環境事業に充てようとするものです。

続いて、款9 地方特例交付金の1,414万2,000円は、幼児教育・保育の無償化に係る財源として子ども・子育て支援臨時交付金を計上しようとするものです。なお、幼児教育・保

育の無償化に係る補正予算の概要につきましては、資料ナンバー13を提出しております。

続いて、款10地方交付税は、補正財源として3,458万6,000円を普通交付税に求めようとするものです。

続いて、款12分担金及び負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育児童負担金及び障害児通所支援利用者負担金を減額しようとするものです。

次に、10ページの款13使用料及び手数料は、幼児教育・保育の無償化に伴い、へき地保育所使用料、幼稚園使用料を減額しようとするものです。

続いて、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の80万円は、障害者介護給付費に係る国の負担分を計上しております。また、節2児童福祉費負担金の143万3,000円は、幼児教育・保育の無償化に伴い、増額計上しようとするものです。

続いて、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、小中学校の無線LAN構築事業の財源内訳の精査により無線システム普及支援事業費等補助金を減額しようとするものです。

同じく目2民生費国庫補助金は、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、その導入に必要なとなる事務費等が財源措置されることから、子ども・子育て支援事業費補助金504万9,000円を計上しようとするものです。

同じく目6教育費国庫補助金は、さわら幼稚園整備事業に係る学校施設環境改善交付金6,866万9,000円を計上しようとするものです。

続いて、款15道支出金、項1道負担金は、国庫同様障害者介護給付費、障害児施設給付費に係る道の負担分を計上しております。

次に、12ページの項2道補助金、目4農林水産業費補助金の61万4,000円は、未来になぐ森づくり推進事業補助金を計上しようとするものです。

同じく目9商工費補助金の75万円は、U I J ターン新規就業支援事業補助金を計上しようとするものです。

続いて、款16財産収入の1,512万3,000円は、函館空港ビルディング株式会社株券1,800株の売却に伴い、計上しようとするものです。

続いて、款18繰入金の2,267万円は、ふるさと応援基金を繰り入れ、各種事業に充当しようとするものです。

続いて、款19繰越金の1,207万4,000円は、補正財源として計上しようとするものです。

続いて、款20諸収入、項1学校給食収入は、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園給食費を減額しようとするものです。

次に、14ページの項5雑入では、分収林事業収入のほか、障害児通所支援事業収入を計上するものです。

続いて、款21町債ですが、林業事業債、教育事業債、臨時財政対策債をそれぞれ増減補正するものです。

次に、16ページをお開き願います。歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費は、当初充当していた保育児童負担金、へき地保育所使用料、幼稚園使用料の減額に伴い、財源内訳を変更するものです。

同じく目4財産管理費の106万7,000円は、中型バスの燃料噴射ポンプにふぐあいが生じたため修繕しようとするものです。

続いて、項2徴税費の4万円は、10月1日からの地方税共通納税システムの稼働に伴い、委託料を計上するものです。

続いて、項5戸籍住民基本台帳費の18万4,000円は、戸籍窓口で使用する契印機1台を購入しようとするものです。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の国民健康保険特別会計への繰出金の減額は、平成30年度からの繰越金を充当したことによるものです。

同じく目3社会福祉施設費の48万7,000円は、彦瀆集落センターの外構修繕をしようとするものです。

次に、18ページの目4老人福祉総務費の130万3,000円は、配食サービス用炊飯器1台を購入するほか、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

同じく目5障害者福祉費の160万円は、障害者補装具給付事業における申請の増加により増額計上しようとするものです。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の節3職員手当から節11需用費は、幼児教育・保育の無償化事務に係る時間外勤務手当、臨時職員の共済費及び賃金、リーフレットの印刷費等を計上し、これらを子ども・子育て支援事業費補助金の対象経費にしようとするものです。また、節19負担金補助及び交付金の381万円は、幼児教育・保育の無償化に係る事業費精査による増減補正をしております。また、節23償還金利子及び割引料の1万6,000円は、平成30年度子ども・子育て支援交付金の交付額確定による返還金を計上しております。

続いて、目3保育所費、節11需用費の20万円は、尾白内保育所ボイラーの修繕を初め、各保育所の小破修繕料を計上しております。また、節18備品購入費の24万1,000円は、新川保育所遊戯室のFFストーブ1台を購入するほか、各保育所の施設用備品を購入するものです。また、節23償還金利子及び割引料は、平成30年度子どものための教育・保育給付費負担金の交付額確定による返還金を計上しております。

次に、20ページの目5障害児通所支援費の74万1,000円は、幼児教育・保育の無償化に伴う児童発達支援費のほか、平成30年度障害児入所給付費国庫負担金の交付額確定による返還金を計上しようとするものです。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費の5万円は、もりまち霊園トイレ装置の修繕料を計上しております。

同じく目6病院費の464万円は、国民健康保険病院事業会計への出資金を計上したもの

です。

続いて、款 5 労働費の1,280万円は、冬期就労対策事業に係る委託料を計上しております。資料ナンバー14を提出しております。

続いて、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農地費の1万9,000円は、負担金の確定により増額補正しようとするものです。

同じく目 6 駒ヶ岳ダム管理費の42万9,000円は、駒ヶ岳幹線用水路の漏水復旧に係る修繕料及び建設機械借り上げ料を計上するものです。

次に、22ページの項 2 林業費、目 1 林業総務費の30万円は、野生鳥獣侵入防止柵設置事業補助金の今後の申請を見込み、増額計上しようとするものです。

同じく目 2 林業振興費ですが、節13委託料では小規模治山施設の支障木伐採委託料を計上するものです。また、節19負担金補助及び交付金では赤井川地区のトドマツの植栽に対し、未来につなぐ森づくり推進事業補助金を計上するものです。また、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金は、今後の申請を見込み、増額計上するものです。資料ナンバー15を提出しております。

同じく目 3 分収林事業費の549万2,000円は、尾白内団地での風倒木整理及びトドマツの植栽工事と植栽に伴う作業道の改修工事費等を計上するものです。資料ナンバー11を提出しております。

同じく目 5 森林環境事業費の節 8 報償費から節16原材料費は、森林環境譲与税を活用し、旧教職員住宅のリノベーションを実施しようとするものです。資料ナンバー17を提出しております。また、節25積立金では、今年度譲与される森林環境譲与税のうち、事業に活用されなかった財源を積み立てようとするものです。

続いて、項 3 水産業費の32万2,000円は、排水処理施設の小破修繕料を計上しております。

次に、24ページの款 7 商工費、目 1 商工業振興費の100万円は、東京圏から当町に移住し、一定の条件を満たした就業者に対する移住支援金を予算措置するものです。資料ナンバー18を提出しております。

同じく目 2 観光費の55万4,000円は、つど〜る・プラザ・さわら、「YOU・遊・もり」の小破修繕料が主なものです。

同じく目 3 ふるさと応援対策費の節 4 共済費から節25積立金は、事業の執行額精査のため、それぞれ増減補正をしようとするものです。

次に、款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費の8万3,000円は、負担金額の確定により増額補正するものです。

同じく目 2 給水施設費の174万1,000円は、沼尻地区給水施設の排水流量計の交換、修繕をしようとするものです。

同じく項 2 道路橋梁費の104万5,000円は、町道補修、側溝清掃等に係る建設機械借り上げ料を計上しようとするものです。

次に、26ページの項3河川海岸費の183万5,000円は、河川排水施設等の埋塞土砂の除去に係る建設機械借り上げ料を計上しようとするものです。

続いて、項5都市計画費の44万6,000円は、オニウシ公園内の電気引き込み盤の修繕をしようとするものです。

続いて、項6住宅費、目1住宅管理費の645万円は、町営住宅の小破修繕のほか、みどりヶ丘団地高齢者住宅の緊急通報装置のデータ書きかえ手数料を計上しようとするものです。

同じく目2空き家対策費では、事業執行に伴う精査により所有者照会事務委託料を減額し、危険空き家住宅等除却費補助金を増額計上するものです。

次に、款9消防費の3万5,000円は、大規模火災対応合同訓練の際に使用する給水車両の借り上げ料を計上しようとするものです。また、消防車両の重量測定の結果、自動車重量税の区分が変更となったため増額するものです。

次に、28ページの款10教育費、項1教育総務費の35万5,000円は、教員住宅の小破修繕料を計上しようとするものです。

続いて、項2小学校費の185万8,000円は、各小学校のボイラー部品の取りかえ修繕のほか、学校施設の小破修繕をしようとするものです。

続いて、項3中学校費の109万6,000円は、スクールバスの修繕のほか、各中学校の小破修繕をしようとするものです。

続いて、項4幼稚園費の105万4,000円は、森幼稚園遊戯室出入り口の修繕をしようとするものです。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、預かり保育時の補食代を計上しようとするものです。

次に、30ページの項5社会教育費の1万円は、砂原公民館に消火器1台を購入しようとするものです。

続いて、項6保健体育費、目2体育施設費の17万6,000円は、刈り払い機2台を購入しようとするものです。

同じく目3学校給食費の20万3,000円は、給食センター厨房機器の修繕のほか、全自動洗濯機1台を購入しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。

檀上議員、ページ数から言ってください。

○11番（檀上美緒子君） まず、お聞きしたいのが、ちょっとよくわからなかったのですが、幼児教育の無償化の部分です。ですから、資料ナンバー13です。ここに地方特例交付金として1,114万2,000円が交付されるという中身なのですが、ここの内容として給食費のいわゆる初年度経費の国が全額負担するという、そういう財源措置として支給されているという項目になるかと思うのですが、支出というか、歳出の部分を見ると、そのいわゆる

給食の食材として使われている項目というのは、今説明でもありましたけれども、幼稚園の預かり保育の賄い材料だというふうな説明だったのですけれども、たかだか71万4,000円という形なのです。保育所の部分も含めてこういう交付金が出されるのだけれども、その部分に該当するような賄いというか、給食にかかわる支出として補正が出されていないというのがよく理解できなかったのですけれども、まずその点、説明願います。

○子育て支援課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、歳入のほうの1,142万円の内訳なのですが、まず保育料を10月から無償化しています。これについては、町独自の部分もありますが、国の制度に基づき無償化になっていますので、その保育料の町の減収分の補填として900万円、それから認可外保育施設についても一定の条件を満たせば国の無償化の対象となりますので、それらこちらのほうで助成金という形で支出することになりますが、その財源として122万5,000円です。それから、幼稚園の給食費、これについても町独自で無償化していますが、国のほうでは年収360万円未満あるいは第3子以降の、条件が付きましますけれども、それは国の制度に基づき無償化しますので、そこについて生じる歳入の補填として56万3,000円です。そのほか、幼稚園もこれは全て国の制度で幼稚園の保育料が無償化になりますので、その歳入の減収分の補填として335万4,000円の1,142万円の収入となっています。歳出のほうにつきましては、これまでも保育所、幼稚園、それぞれ給食を提供しておりますので、無償化に伴って新たに例えば賄い材料を購入するとか、そういうことがないので、歳出のほうについてはあくまでもこの部分でいくと預かり保育料のおやつのお賄い材料費の計上のみとなっております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ですから、今言ったようにこの交付された金額がそれなりに使われるわけですね。にもかかわらず、当初予算の中で出されてきている部分にかかわって、もう既にきちんとそこは収入として保障されているわけですね、支出にかかわっては。だけれども、今回補正としてこれだけの金額が入ってきたのであれば、その当初見込んでいた部分の収入の入れかえが行われるということになるのではないですか。いわゆるそれこそ、私もよくわからないからあれなのですけれども、さারা幼稚園がはっきりしていますよね。どんと建設にかかわっての補助が入りますから、町債がずばっとそこで相殺されていますよね。そういうふうな形で収入の部分が、支出が変わらないにしても収入のところでそこは変わらないと、この交付金が出てきているのに支出等の関係では全然合わなくなってしまうのではないかなというふうにして思うのですけれども。

○子育て支援課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、今回のこの資料ですけれども、無償化に伴って財源措置される収入、それと必要となる支出を計上しておりますが、このお金が入ってきたから、それに見合う分の歳出というご質問ではないかと思うのですが、当初これについて一般財源で見込んでいたものが国の収入に入るので、財源の内訳が変わるということで、収入の増額分がイコールそのまま支出に当たるということではございません。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、いいですか、3問目。

○11番（檀上美緒子君） ということは、ここの収支は合わなくていいということなので
すか。歳入と歳出の関係は、合わないままで補正として成立するということになるのです
か。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎補足説明

○議長（野村 洋君） 審議途中なのですが、議案の2号で補足説明を総務課長か
ら申し入れがありましたので、ちょっとこれを許しますので、議案の2号のもう一度資料
を見ていただきたいと思います。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、大変申しわけありません。

議案第2号なのですが、その一番最後のページになります。別表第1、4条関
係で会計年度任用職員の給料表があるのですが、この一番最後のページの一番上の
ところに地域おこし協力隊、社会福祉士と書いてありますけれども、そこがちょっと空欄
になっているところがあります。給料の適用表と職種の級と号俸の範囲のところは空欄に
なっているのですが、実はこれこの前のページに、その表の一番下になります。保育士、
幼稚園教諭と学校公務補、それに続いて地域おこし協力隊、社会福祉士と。これ一連の同
じくくりになるのですが、改ページをしたためにこの一番上のところに線が入ってしま
いまして、ここの部分が空欄になって見えるようになってございますので、この部分につ
きまして後ほど議案の差しかえをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふう
に思います。

◎議案審議続行

○議長（野村 洋君） それでは、議案第13号を続いて審議に入ってまいりたいと思いま
す。

ほかに質疑ございますか。

○5番（伊藤 昇君） それでは、ちょっと2点ばかりお知らせいただきたいというふう
に思いますけれども、条例の第1条の印鑑登録証明書に関する条例の一部を改正する条例
です。テープからディスクに改めると、こういうふうになっておりまして……

○議長（野村 洋君） 伊藤議員、ちょっと待ってください。今……

○5 番（伊藤 昇君） それで……

○議長（野村 洋君） 何か関連あるのですか。

○5 番（伊藤 昇君） はい。戸籍住民基本台帳費の中で、この11月5日から施行するというふうになっておりまして、予算がその分全く委託料も何も出てきていないわけです。これに関する予算というのは、当然何かしらあるのかなと思ったのですが、出てきていないものですから、そのあたりはどういうふうになるのか。

それから、今まで使っているものを変更するわけですので、そのあたりの経費というものも何か出てくるのかなというのがお聞きしたい1点でございます。

○住民生活課長（安藤 仁君） お答えいたします。

11月からの施行ということで、印鑑登録証明書に旧姓が掲載できるということで、システム改修につきましては既存の予算の中で改正するものでございます。今磁気テープから磁気ディスクに変更になっていますけれども、実際今現状のところ磁気ディスクになっております。ですので、機器等の予算等の増額はございません。

以上です。

○5 番（伊藤 昇君） 引き続きまして、30ページの公債費なのですけれども、財源内訳で使用料及び手数料の645万6,000円と、こうなっておりますが、歳入で見ますとその分の使用料及び手数料については減額というか、その部分がないわけですけれども、これについてお知らせいただければ。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

この公債費に充当している使用料につきましては、住宅使用料なのですけれども、住宅使用料につきましては住宅管理費に充当して、残りを公債費のほうに充当しております。今回住宅管理費のほうで補正が必要になったということで、その部分を住宅管理費のほうに充当するというのでございますので、公債費に充当していた分がその分減になるということでございます。

以上です。

○5 番（伊藤 昇君） それであれば、この使用料及び手数料という項目、中身なのですけれども、それは非常にわかりづらい部分だと思うのです。そのあたりもご説明もいただければ、住宅使用料の部分ってなかなかわからない部分だと思うのです。ですから、この予算だけで見てもわからない部分につきましては、ご説明もいただければわかりやすいかと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（長瀬賢一君） これにつきましては、補正のたびに今後公債費の部分についても財源内訳の変更について説明につけ加えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○9 番（河野文彦君） 何点かありまして、まずちょっと説明資料の17番の職員住宅のリノベーションについてお伺いしたいと思います。事業概要ですとか説明を見ている中で、最終的にこの建物を就業体験として活用したいのか、それともその後に合宿ですとか長期

滞在の何か施設にしたというのが最終目的なのか、その辺のまず説明をお願いいたします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まずは、目的は林業大学校の学生を森町で受け入れる、そこが目的になりますので、その際のインターン、短期、長期のインターンで受け入れする施設ということを基本に考えてございます。

以上です。

○9 番（河野文彦君） その受け入れする、その研修する研修スペースなのか、合宿ということは宿泊なんかも必要になってくると思うのですけれども、宿泊させるための施設なのかをお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

宿泊させる施設でございます。

以上です。

○9 番（河野文彦君） この教員住宅は大分古い建物で、職員の方がもう寝泊まりするには多分使用できないような建物なのかなと推察する中なのですけれども、130万円ほどの予算で、しかも材料費というのが70万ほどしかない中で、壁ですとか床材は張りかえができるのかもしれませんが。このテーブルをつくったり、ベンチをつくったりというのもこの予算の中に入っていると思うのですけれども、宿泊させるために例えばトイレだとか、風呂場ですとか、流しですとか、そういうところというのはそのまま使って壁、床だけを直して、椅子、テーブルを木材でつくって宿泊施設として活用できるような状態なのですかね。その辺を確認させてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、この教職員住宅につきましては二、三年ほど前まで使っておりました。ですから、水回り、先ほど言いましたトイレ、あとはバスなどにつきましては実際に使える状況にあるということで確認しておりまして、あとは中の改装につきましても壁、床、天井の張りかえ、それから塗料を用いて塗装もするわけです。外観のほうも若干塗料を新たに追加して塗装するというので今考えておりまして、かつ専門家につきましても函館の古民家を再生している建築士なんかも入れて、かつ未来大学の教授も入れて、かつ町内の事業者、3事業者の協力もいただきながらリノベーションをするということで考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 河野議員、別件。

○9 番（河野文彦君） これは、もう3回やったのかな。

○議長（野村 洋君） はい。3回やりましたので、別なところですか。

○9 番（河野文彦君） 別件で済みません。今度は、予算書のほうの23ページの林業総務費の鳥獣の侵入防止柵30万円ということで、先ほどこれ見込みというようなお話をしていたかと思うのですけれども、済みません。これ全体として幾らの事業費に対して見込みで

今30万なのか。

あと、ちょっと済みません。僕の勉強不足ならあれなのですけれども、林業に対しての鳥獣の侵入防止柵というのは、どういった鳥獣を対象にしているものなのか。

また、この予算の規模で例えば何メートルですとか、何平米を囲むですとか、その辺の事業規模というのを概略でいいので、お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

現在まず9件分が申請が来ておりまして、合計で77万5,000円という状況でして、あとこの後想定では3件分、10万円がマックスですので、10万円の3件分を想定してこのたび予算を補正したところでございます。

規模につきましては、やはり農家さん、また電牧を取り扱っている業者さんの立会のもと面積、あとは規模なんかも決定していきますので、その見積もりに応じて、ただ町は上限で10万円を出すという状況ですから、そういう試算のもと3件分を計上しているというところでございます。

済みません。鳥獣の種類になりますが、この電気柵につきましては熊、それから鹿を駆除するという目的で設置してございます。

以上です。

○9番（河野文彦君） 電気柵で畑にするというようなご説明だったかと思うのですけれども、これ何で林業費のほうに入っているのですか。農業費のほうに入っていない理由をお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） 申しわけございません。確かに農業被害ということで農業費ではないかというお話でございますが、鳥獣の担当をしておりますのはうちの林務係になりまして、それで林業総務費のほうで予算を計上しているという状況です。よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） もう一点あるの。

○9番（河野文彦君） 別件でよろしいですか。済みません、何回も。今の件は、また後で。

新規就業支援事業、資料の18ページです。これでマッチングサイトを開設するとあるのですけれども、このマッチングサイトは、これは道が主体の事業かと思うのですけれども、道のほうで開設するのか、町独自で開設するのか。

それと、回数が限られるので、今回の予算で100万円ということで、支給も世帯で移住の場合は100万円と。これ1件でなくなってしまうのかなと思うのですけれども、これは件数が増えたときに道のほうから追加しての手当てというのがあるのかどうかというところもお願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、1点目のマッチングサイトの関係ですけれども、こちらのほうは道が主体となって開設しております。

また、先ほどの件数の関係なのですけれども、今予算のほうは1名で世帯の移住ということ想定して100万円をとっております。ただ、これが増えたら当然国、道のほうからも補助金も出ますし、町のほうも補正対応していきたいと思っております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 済みません。最後にもう一点です。

対象が東京と埼玉、千葉、神奈川と大分限られて、本当の首都圏だけなのかなと思うのですが、その辺もやっぱりこれは道からの指示といいますか、その辺でのこの地域の指定ということによろしいでしょうか。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらの事業は、もともと国の施策でやっております。その中で、東京圏の人口が集中しているということもあり、このような事業を立ち上げております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 今のU I J ターンについてまず追加というか、もうちょっとお聞きしたいのですが、まずマッチングサイトを開設するというのは道でも既に開設されている中でのというのはわかっているのですが、それでこの企業、掲載する求人広告を出している企業の中で森町の企業というのはどのぐらいあるのですか。どうも見る限り、検索すると427件ヒットするのです。だけれども、すごく幅広い中なのですが、実際この場合の効果というか、今後それだけもしあるとすれば、かなりのこの金額ではどこでも足りない。そして、これを利用してもらうためには今後どうやってPRしていくのかというのが大事なのだと思うのですが、その方策について今考えていることがあればお知らせください。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

まず、森町の企業でマッチングサイトに掲載されているということなのですけれども、今私もおととい確認したところ、森町は今のところ1件、企業が登録しております。

あと、こちらのマッチングサイトのPR方法なのですけれども、先ほども言いましたとおり、こちらのほうは道で開設しておりますので、全道的な取り組みとして東京圏のほうにPRしていく手はずとなっております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 1件しかないという中で、ではこれは実際に町の予算25万のあれなのだろうけれども、なければ何も使わない形になるのだろうけれども、どの程度今後これについて力を入れていくのか。移住対策というか、新規就農支援のことを考えれば、当然森の企業に入ってもらわなければ意味がないと思うのです。そして、もし森に移住して住居を森に構えて周辺の八雲なり七飯、函館で就業した場合も対象になるのですか、森から出す形になるのですか、その辺ちょっとお願いします。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

こちらの対象の関係なのですけれども、勤務先と住居先が違う場合は住居先のほうで負担することになります。ただ、先ほども言っていますけれども、勤務先は当然このマッ

ングサイトに登録していることが条件となります。

済みません。もう一件の市町村の登録の関係なのですけれども、こちらのほうは当然増やしていかないと対象も増えていかないということですので、当然会議所、商工会等にもお願いして広く企業にPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） もう一点、別な。

○14番（松田兼宗君） もう一点は、先ほどこれも質問が出ていたので、その追加でちょっとお聞きしたいのですが、リノベーションの農林の森林環境事業費の絡みでちょっとお聞きしますけれども、資料ナンバーで17番です。

まず、利用者の予想としてはこれだけあるのだという利用者の案と書いているのですが、これ利用料って取るものなのですか。

そして、これは旧の教職員住宅だということで、教育財産から普通財産という言い方をするのかな。そっちのほうにもう移行したから、もう自由に使えるという話になるのでしょうかけれども、その辺の確認をまずお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、要綱等を定めて利用料につきましては無料ということで考えております。

それから、財産の所管、移管がえといえますか、につきましては実際に着手する前にそういった手続を踏んでいきたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 利用料、明確な今後この利用に関しての規則というか、つくるのだと思うのですが、この宿泊何人できるのかとか全然わからない状態なのですが、その辺今わかる範囲内で、その規則というか、もうできているのかもしれないですけれども、それがわかっているのだしたら、その辺ちょっともう少し詳しく利用の仕方というか、その案内書なりの……案内というか利用規則みたいのがあったら、それをもう少しお知らせりたいと思うのと、どうもこの教職員の整備の書いていることを見ると、先ほど河野議員のほうから話があったようにどうも見えてこない部分があるのです。本当にこれ活用できるのかという部分があるのです。外観を見ると相当あれ、この134万8,000円でどの程度のものができるのかというのが疑問なところがかかなりあって、これからまだまだお金がかかってくる、修繕にかかってくるのだというふうに思わざるを得ないのです。その辺、今後長期的に使うわけですから、その辺どういうふうに思っているのかちょっとお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、宿泊の想定は4名から5名程度を一応想定しております。先ほども規則の話がありましたが、現在当課のほうで今その規則の内容につきまして精査をしている状況でございます。長期的な利用というところで、建物が相当古いので、今後の維持管理がかかってくるのではないかと話でございますが、先ほども私のほうから申し上げたとおりリノ

バージョン、古民家のリノベーションといいますか、古民家再生をした実績のあるそういった専門家のご意見を伺って今後改修するわけでございますが、施設を利用するに当たっては特段そういった問題は生じないだろうということで話をしておりますので、ただやはり水回りにつきましては若干の心配がございますので、そういった水回りの修理につきましては必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですか、別件で。

○14番（松田兼宗君） 25ページの土木費の給水施設費のところの今回修繕料が174万1,000円という形で沼尻の給水施設の修繕料が出ているのですが、これはどの程度の給水先といえるかな、受水者数がどのくらいあるのか、ちょっとその辺をお願いします。

○建設課長（富原尚史君） 利用者数は約20件でございます。

○議長（野村 洋君） 聞こえましたか。

○14番（松田兼宗君） はい。それで、20件ほどだということなのですが、将来的にもう簡易給水施設だとは思いますが、これまだ今後人口が増えていく方向で動いているのかどうか。その辺からすると、今後修繕が20世帯か20人かちょっとわからないですけども、その中での将来的に見越した場合に、ずっとやっぱり維持していく予定でいるのですか。どこかの時点で、そういうある程度更新の期限というのが来るのかなという気がしないではないのですが、その辺見通しをどの程度見ているのかちょっとお願いします。

○建設課長（富原尚史君） お答えします。

今回の修繕につきましては、配水池の流量計でありまして、これを修繕しないと塩素が入れられないという代物なので、絶対必要な交換になります。

さらに、将来的にどうなるのかというのは、ピークのときは40件以上あったのですが、今現在は約20件くらいには減ってきております。取水の施設につきましては、以前は川からとっていたのですが、今現在も川から一部とれますけれども、イラ沢の井戸、地下水から今は頼ってまして、その辺の施設的には縮小していきたいというような方向ではおります。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 24、25ページのふるさと応援対策費の部分なのですが、今回補正でかなり賃金の部分も含めてなのなのですが、増額補正がかかっている、執行上のことだというようなお話だったので、返礼品が5割から3割になって、かなり寄附の状況が減ってきているという報道があるのですが、そのような状況の中で増額というのがちょっとまいちぴんとこなかったのですが、そのあたりちょっと状況をお知らせください。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

今回の補正の増額の関係なのですが、まず共済費、賃金の部分につきましては、こちらは臨時職員の1名分の増加というのですが、こちらの職員は3月から勤務し

ておりまして、今年度の新年度予算にちょっと間に合わなかったものですから、今回補正するものでございます。あと、旅費につきましては、先日来国のほうにちょっとヒアリングのほうに行かなければならなかったために旅費の不足が出たために補正しております。最後の使用料及び賃借料の関係なのですけれども、こちらのほうは当初予算で計上するときに今年度消費税がアップすることに伴いまして、ちょっと考え方を1年間のうち半分、半分にしたわけです。その半分、半分にしたのですけれども、これはコピー機の使用料なのですけれども、使用料の枚数も半分にしてしまったために、通年100万以上かかるものを半分にしてしまったためにちょっと予算が不足したため今回補正するものです。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） その辺はわかったのですけれども、賃金の部分なのですけれども、今年度増員したということですか。今回決算書届きましたけれども、この決算書で見ると昨年の人件費に匹敵するだけの増額なのです。ですから、比較するとこの補正を組まれますと当初予算からしても2倍から3倍近くまでにはね上がるというのが何かちょっと合点がいかなかったのですけれども。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） お答えいたします。

平成30年度につきましては、臨時職員、通年では1名です。その都度すごく事務量がありますので、事務の募集はしておりましたけれども、なかなか人が集まらないというような状況でございました。その中で、昨年は1年間ずっと雇用している者と12月から雇用をしている者、3月から雇用している者という今はそれぞれ3名おります。ですので、昨年度よりは予算のほうは膨らむと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第14号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第14号についてご説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出それぞれ26億3,438万8,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、平成30年度繰越金が確定したことから一般会計繰入金を減額するものです。

款6繰越金、項1繰越金につきましては、平成30年度繰越金286万2,000円を計上しております。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、平成30年度繰越金が確定したことから、予算額に変更はなく、充当する財源内訳を変更するものです。

款7諸支出金、項1償還金及び還付金200万円の増額につきましては、保険税の還付金について補正しようとするものでございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

○14番（松田兼宗君） 7ページの還付金の保険税還付金という説明が書いているのですが、過誤納還付金、その辺の中身をちょっと説明していただきたいのですが。どういう間違いがあったのかというのがわからない。

○税務課長（柏渕 茂君） 一般的には、確定申告した際に扶養だとかそういうものがございすけれども、そういったものが要するに途中で変更になったりだとか間違いだとかということが発覚して、その分を修正したりする部分が一番大きい部分だと考えてございます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 要するに、これは役場側の税務課サイドの間違いなのか、過誤ということなのですか、どうかということなのです。

○税務課長（柏渕 茂君） お答えいたします。

役場サイドの間違いではございません。過分にもらっているものを確定したので、返すという形になります。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そうしたら、申告者というか、納税者のほうの申告のミスから発生したということですよ。ちょっとその辺。

○税務課長（柏渕 茂君） ミスではございません。やはりその途中で変更になる場合がございますので、その部分を修正するという形で、再度変更になって税金が変わるという

形になります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

それでは、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第19 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第15号 令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（須藤智裕君） 議案第15号について説明させていただきます。

本案は、令和元年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,097万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億9,926万6,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入よりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。款5 支払基金交付金6万6,000円から款6 道支出金5万円につきましては、地域支援事業における前年度実績値確定による追加交付であります。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金76万円につきましては、人件費の増額によるものです。

同じく項3 基金繰入金941万4,000円につきましては、介護サービス給付費等及び地域支援事業における前年度実績値確定により償還金へ財源充当とするものです。

款9 繰越金68万3,000円につきましては、平成30年度繰越金を補正しようとするものです。

款10諸収入3,000円につきましては、職員の雇用保険自己負担分について補正するものです。

歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費2万7,000円につきましては、職員の異動に伴う人件費の増額補正であります。

項3介護認定審査会費73万6,000円につきましては、介護認定調査員に伴う賃金を補正しようとするものです。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金1,009万7,000円につきましては、介護サービス給付費、地域支援事業等における前年度実績値確定による償還金であります。

款6基金積立金11万6,000円は、介護サービス給付費、地域支援事業等における前年度実績値確定による追加交付分を基金に積み立てしようとするものであります。

以上、議案第15号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第16号 令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億5,930万6,000円としようとするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、お開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金51万7,000円及び歳入の款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金70万6,000円は、歳出で説明します費用へ充当しようとするものでございます。

6 ページ、お開き願います。歳出、款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費、節 9 旅費は、主任介護支援専門員の有効期限の更新に係る研修旅費を計上しております。節 11 需用費の修繕料は、主なものとして電動ベッドリモコンの交換、浴室内のシャワー混合栓、園内廊下の手すり、寮母室内の蛍光灯、さくらの園案内看板、それぞれ修繕しようとするものです。節 18 備品購入費は、冷蔵庫とウォータークーラーをそれぞれ購入しようとするものです。

下段、款 2 事業費、項 1 施設介護サービス事業費、目 1 施設介護サービス事業費、節 3 職員手当は、職員が住居移動したことによる通勤手当を計上しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 20、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 17 号

○議長（野村 洋君） 日程第 21、議案第 17 号 令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 議案第 17 号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第 1 回目となるものでございます。

第 2 条、令和元年度予算第 2 条に定めた業務の予定量の（４）、建設改良事業に給水管等改修工事を追加するものでございます。

第 3 条、第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,372 万 1,000 円は当年度分損益勘定留保資金 4,372 万 1,000 円で補填するものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,836 万 1,000 円は当年度分損益勘定留保資金 4,836 万 1,000 円で補填するものとする。）」に改めるものであります。

収入、第 1 款資本的収入、既決予定額 1 億 1,267 万 7,000 円に 1,494 万円を追加し、1 億

2,761万7,000円とし、支出、第1款資本的支出、既決予定額1億5,639万8,000円に1,958万円を追加し、1億7,597万8,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、予算第5条で定めた企業債につきましては、給水管等改修工事分を布設改修事業として計上するものでございます。

以下、3ページ中段からの事項別明細書にてご説明いたします。収入、支出、一括で説明をさせていただきます。当該補正につきましては、給水管等改修工事に係る経費でございます。現在の給水管は、設置後25年以上経過し、老朽化が進んでいることから、このことが原因と思われるエアーロックエラー、エアーかみエラーが頻発をしております。このため、給水管の更新、改修工事を実施するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第17号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第18号

○議長（野村 洋君） 日程第22、議案第18号 令和元年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の支出につきまして、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億9,104万3,000円から支出総額を同額の4億9,104万3,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費100万円の増額は、経年使用による下水道管渠及び公共汚水ますの閉塞に備える清掃並びにマンホールポンプ所内の清掃費の予算不足解消のため節の委託料100万円を増額補正するものです。

次に、目2処理場費100万円の減額は、事業精査による委託料100万円の減額補正による

ものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第18号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第23、報告第1号 平成30年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 報告第1号 平成30年度森町財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんください。平成30年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表に実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載しておりません。実質公債費比率は14.2%で基準値以内となっております。また、将来負担比率は45.4%で基準値以内となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第24 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第24、報告第2号 平成30年度森町資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○病院事務長（小田桐克幸君） 報告第2号 平成30年度森町資金不足比率についてご説明いたします。

裏面をお願いいたします。この表は、平成30年度病院事業会計経営健全化審査意見書で

ございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別意見をご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○上下水道課長（水元良文君） 続きまして、平成30年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページをごらんください。本報告は、平成30年度下水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上で報告第2号を終わります。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第25 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第25、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております横内仁司氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、平成29年1月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知され、今後についても活発な活動が期待されます横内仁司氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第25、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第26 諮問第2号

○議長（野村 洋君） 日程第26、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております橋本治仁氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、佐藤洋氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー19を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は森町へ奉職後、数多くの役職を歴任されており、各分野にわたり経験豊富であり、これまでも町内会の役員を歴任されるなど地域活動に対しても意欲的に取り組み、町民からの信頼も厚く適任であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第26、諮問第2号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第27 諮問第3号

○議長（野村 洋君） 日程第27、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております本庄安子氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、長谷川尚子氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー20を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は民生委員児童委員を初め、日赤奉仕団などの社会福祉活動に対して意欲的に取り組み、町民からの信頼も厚く適任であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思ひます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第27、諮問第3号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、9月3日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 1時20分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和元年9月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和元年第2回森町議会9月会議会議録（第2日目）

令和元年9月3日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時23分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 認定第 1号 平成30年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 平成30年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成30年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 5 意見書案第1号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書
- 6 意見書案第2号 高齢者の安全運転と移動手段の確保を求める意見書
- 7 意見書案第3号 国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	4番 高橋 邦雄 君
5番 伊藤 昇 君	6番 加藤 進 君
7番 堀合 哲哉 君	8番 東 隆一 君
9番 河野 文彦 君	10番 宮本 秀逸 君
11番 檀上 美緒子 君	12番 木村 俊広 君
13番 久保 友子 君	14番 松田 兼宗 君
15番 斉藤 優香 君	

○欠席議員（1名）

3番 佐々木 修 君

○出席説明員

町 長 梶 谷 恵 造 君

副町長	木村浩二君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	池田勝元君
総務課長	長瀬賢一君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村本政君
防災交通課長	柴田正哲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	川村勝幸君
税務課長	柏渕茂君
保健福祉課長	坂田明智仁君
保健福祉課参事	須藤智裕君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎涉君
住民生活課長	安藤仁君
子育て支援課長	濱野尚史君
環境課長	山本憲君
農林課長	寺澤英樹君
農業委員会事務局長	鈴木修一君
水産課長	岩井一桐君
商工労働観光課長	阿部泰之君
建設課長	富原尚史君
砂原支所長	落合浩昭君
地域振興課長	角野雄平君
町民福祉課長	千葉正一君
教育長	増川正志君
学校教育課長	萩野友章君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮崎弘光君
生涯学習課長	川口武正君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	野崎博之君
給食センター長	藤嶋希君
さくらの園・園長	金丸義樹君

病 院 事 務 長	小 田 桐	克	幸	君
上 下 水 道 課 長	水	元	良	君
消 防 長	東	谷	直	君
消 防 署 長	松	田	光	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池	一	夫	君
次 長 兼 議 事 係 長	奥	山	太	君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜	田	和	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 認定第 1 号 平成 3 0 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 3 0 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成 3 0 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成 3 0 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席6番、加藤進君、議席7番、堀合哲哉君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

日程第3、1、障がい者雇用について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

障がい者雇用について。労働者不足が懸念される中、障がい者雇用促進が全国で進められています。今年度、全国の障がい者雇用人数は厚生労働省の発表で82万人と推計されています。現在町内の小学校、中学校生徒で特別支援を受けられている児童の数が全体の5%、中学校卒業後は管内の養護学校に進み、卒業後は町内、町外にて就労しております。行政機関への厚生労働省の監督機関強化を柱とする改正障害者雇用促進法が今年の6月7日に参院本会議で全会一致により可決、成立しました。障がい者が活躍できる環境を整えるため、国及び地方自治体の機関はおおむね2年から5年間の障害者活躍推進計画を策定

されることとなっております。また、民間企業では全従業員のうち2.2%に当たる体に障がいのある人、知的な障がいのある人、精神の障がいのある人を雇用しなければならないと法定雇用率が定められています。北海道労働局によれば、道内事業所（企業）で働く障がいのある人は2018年時点で1万4,387人（短時間労働者を含む）と過去最高になっており、行政が地域企業にアプローチを行い、障がい者が安心して働ける環境をつくり出すことによって地域企業の人材不足解消にもつながると考えます。

そこで、お伺いします。厚生労働省北海道労働局が発表した平成30年北海道の機関における障がい者雇用状況では、森町における町長部局の雇用率は平成30年6月1日現在で対象人数316人に対して障がい者の雇用は8人で、実雇用率2.53%と法定雇用率の2.5%を達成しておりますが、障がい者の中には生まれ育った森町で働きたい、働く場所が欲しいとの声にさらに雇用人数をふやす考えはありませんか。また、障がい者が安心して働けるまちづくり計画をどのように進められておられるのか。さらには、町が主体となって企業雇用を推進する考えはありませんか。

以上、3点について町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 高橋議員の質問にお答えします。

今般障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国及び地方公共団体の責務として障がい者雇用の促進に努めなければならないこととされました。森町においては、平成30年6月1日時点で法定雇用率を達成しておりますが、率先して障がい者雇用を進める立場にあると認識しており、引き続き法定雇用率を下回ることはないよう障がい者の活躍の場の確保に努めてまいります。

障がい者の就労支援について、第2次森町総合開発振興計画及び森町第3次障がい者基本計画に掲載しております。平成26年度に保健福祉課内に就労相談窓口を設置し、就労希望者への個別支援を行っております。また、平成30年度には町独自の政策として障がい者雇用促進事業補助金交付要綱を制定したほか、障がい者雇用制度について企業への説明会の開催や町内企業に対し障がい者の雇用実態、雇用意向等調査を実施し、障がい者雇用を促進しております。今年度は、就労希望者や企業を対象に就労支援専門機関とともに巡回相談を実施いたします。今後も障がい者雇用制度について周知を図るとともに、関係機関と連携し、障がい者雇用を促進してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 今の第2次森町総合開発振興計画の中に障がい者福祉施策内容としまして、町長から今お話をお伺いしました。その中で3点、町広報、ホームページへの就労相談窓口の周知は実情相談があるのか。就労希望者への就労や職場定着のための個別支援、どのように進められておられるのか。町内の企業に対する障がい者雇用の啓発、研修会の実施など実施はされていると思われますが、実施後の雇用は実情あるのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

障がい者の第2次森町総合開発振興計画の中にある、またさらに実際的な部分でありま
すけれども、公募窓口にこの就労相談に来られた、そういう件数というのは平成26年から
令和元年までで18名おります。そしてまた、就労希望者への就職、定着のための個別支援
については9名が該当し、そのうち実際に企業に対して就労された方は1名というふうに
なっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 森町において障がい者の環境づくりが一生懸命やられるというこ
とは、今お言葉の中で理解できました。さらに、町内において働ける環境が十分でないた
め、町外に移転されるご家族も過去にあると聞いております。障がいのある子供たちのご
家族の思いは、町内で安心して働ける環境を望んでいます。さらなる労働環境を推進する
べきではありませんか。地域のご家族の声に町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

多くの、最初の質問にもありましたように今現在まだ就労状況が整っていない若い方々
も今後そのような機会を与える場面を何とか町で考えてほしいという内容かと思います。
今後本当に必要になってくる場面が多くなると、そのように思います。ただ、町だけで、
役場だけで雇用するということではなく、先ほど再々質問でも申し上げましたように、町
内企業においてもそういう雇用の場を提供できるように町としてはまた経済界等に、それ
から1次産業、その他の関係機関に周知するとともに、今後町でも進めていきたいと、そ
ういうふうに考えます。ただ、マッチング、やはり適材適所という部分もございますので、
必ずしも思ったとおりにはいかないという部分はあるのかもしれませんが、でも、その障害を
取り除くためには町としては努力していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 障がい者雇用についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、2、公共施設等の複合施設建設について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 私は、1点質問させていただきます。

公共施設等の複合施設建設についてであります。森町の公共施設、平成30年5月現在は
192施設がございます。森町公共施設等総合管理計画で更新、改修の実施方針が定められて

おります。各施設の老朽化は進んでいるが、施設の耐震化への取り組みは進んでいない状況にあり、耐震性ありは55.2%にとどまっているのが現状でございます。

近年日本国周辺において地震等が多発しており、過去最大被害のあった平成5年7月の北海道南西沖地震クラスの地震がいつ発生してもおかしくない状況であると地震専門家は警告をしております。特に森町役場本庁舎、昭和42年7月に建設されておりますし、公民館は昭和48年10月に建築されております。既に50年前後経過し、相当老朽化も進んでおりまして、そろそろ建てかえの時期が到来しているものと思います。これらの施設は、災害時に執務場所または避難場所として利用されるわけでございますので、震度6以上で倒壊の危険性の高い建物を解消すべく公共施設の2から3施設、例えば庁舎、公民館、図書館等々を統廃合し、複合施設として建設し、町民が利用しやすい、使いやすい、そして各階層の活性化を図るためにもふるさと納税を活用した複合施設を建設すべきと思料いたしております。既に近隣町村でも建設準備に取り組んでいる町村もございます。これらを踏まえて、複合施設の建設を推進すべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

高度経済成長期に建設された公共施設などは全国で多数存在し、当町においても老朽化する施設に対しての更新費用の確保などや耐震化への取り組みが重要であると認識しております。各公共施設の改修等を検討する際には、以前にも答弁したように施設の複合化は有効的で、合理的な施設運営に資するものと認識しており、選択肢の一つであると捉えております。近年公共施設等の複合化は各自治体それぞれの地域事情や特性に沿った形で進められているようです。当町においても町の地形や実際に利用する町民の利便性、さらには対象となる施設の更新費用など総合的に検討し、進めていく考えでおります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 進めてまいりたいという前向きな答弁でございますけれども、森町のこの耐震改修促進計画は平成22年3月に策定されて、平成31年3月に一部改正が行われております。計画は理解できますが、やはり実施計画を作成しないと計画の意味も余りないのではないかと、そういうふうに思っております。このような大事な件については早目に公表して、住民に周知すべきだと私は思っております。公共施設総合管理計画に基づいて個別施設ごとの具体的な対応方針を定め、個別施設計画の策定が必要であろうと、そういうふうに思っております。

総務省では、平成29年度から総合管理計画の策定を完了した地方公共団体が同計画及び個別施設計画等に基づいて行う公共施設等の集約化、それから複合化、長寿命化、それから除却などの取り組みを支援するために公共施設等適正管理推進事業債、これ起債ですけれども、創設し、地方財政措置を講じておるのが今の現状でございます。それで、特に集約化、複合化事業には起債の充当率が90%が与えられると。その90%のうちの50%が交付税措置されるということになります。簡単に言うと、事業費の45%が補助金だというふう

な考え方でいいと思いますが、そういうものがあるということで、非常に有利なものであるというふうに私は思っております。このようなことで、再度森町の公共施設の集約化、複合化を行う考えはないか。先ほど前向きにと言いますけれども、町長在任、来年までですけれども、今の計画でなくてぜひ実施計を通して持っていただければありがたいのと、そういうふうに私は思っているのですが、その考え方、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろと山田議員、研究されて、また有利な財源等も勉強されて、ただいまご説明いただきました。実際に山田議員ご存じのように当然実施計画が立てられて、そして具体的になったときにはそういう財源が有利になるのですけれども、そこへいくまでのプロセスとしては私ども森町としてまだ全体の計画は持っておりません。第2次森町総合振興計画、策定されて間もない、そういう状況ですから、今後は町全体の中で必要なそういった公共施設、その部分に対して今後どのようにしていくかという具体的な施策は取り組まなければならない課題だと、そのように捉えております。今後、現在もいろんなところからの意見を聞きながら進めているわけですが、ある時期に来たときに町としての施設が一体どこにどのようなものがあれば本当にいいのかという、町民の方に見えるような、そういう具体的な実施計画を立てなければならない時期がもう間もなく来るのかなと、そのような感じもしております。そういった計画がなされたときに山田議員のおっしゃるような複合的な施設ですとか、それから有利な財源を活用した具体的な実施計画が組み立てられていくものと、そのように考えております。

今後、私の任期のお話先ほどありましたけれども、来年の10月までの任期の中ではなかなか現在のところ具体的なものは難しいのかなというふうに考えますが、今後どなたがそういう立場になられても進んでいく先というのはそういうことだということを町民の皆さんも認識していると、そのように考えておりますので、ぜひその方向性を残しながら残りの任期を努めていきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 今町長いろいろ具体的に話しされましたけれども、私心配しているのは、先般私も質問いたしましたけれども、人口問題研究所の推計では2040年には9,551人になるというふうな推計の数値が出ております。それで、大体交付税というのは1人当たり30万円ぐらいになるわけなので、これでいきますと約5,000人以上が人口減になるということになると、これは三五、十五と簡単に言って15億円も減るわけですが、森町の予算の交付が。相当な打撃になるわけなので、町長もさっきいろいろ言いましたけれども、できれば早いうちにやっぱり手を打たないと、私はこのチャンスは逃しては絶対いけないというふうに思っております。それで、うちのほうの基金条例ありますけれども、文化センターの建設基金もわずか1,300万円しかない。全然及ばないというふうに思っていますし、各自治体も人口減少で財政運営に苦慮しているという状況でございます。

先般の新聞等見ますと、後志管内の古平町の新庁舎、これをそのような状況で使用するというふうなことも考えられているということで、建築物のエネルギー消費性能の5つ星をもらっていると。これ神奈川県の開成町に次ぐ全国で2番目。そういう町村も出てきている。だから、森町もこれらに負けず、町長の手腕として、梶谷町長はすごいなというふうなことで、時間がどうのこうのじゃなくて、やっぱり早目に実施計をつくってやっていたきたいなと、そういうふうに思います。協議会などは簡単にできますので、どこにどういう施設を配分するかということはその中で決定すればいいので、町民がみんないいように、先ほど言ったように、使いやすい、使用しやすい、そういうものをぜひ実施計通して今回作成していただければなというふうに思っていますが、再度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

山田議員、お話にありましたように人口減少というのは地方交付税の交付額に直接的にきいてくる大変厳しい将来見通しでありますけれども、それにあらがいがながら、今人口減少対策も一方では立てながら町政の運営をさせていただいているところでございます。ほかの地方で非常に参考になる建物ができ上がっているのは、私たちも情報としては重々掌握している状況でございます。そういう中で、では森町の町の形態にそれがびったりと当てはまるかというのと、やっぱりそこは難しいところがあります。我が町は、漁業者の地域もある、それからこういう商店街の地域もある、それから農業地域もあるというふうに3方向に分かれながら、非常に複雑化、多岐にわたる、そういう地域です。これを全国一律に、本当に一緒に全ての施設を1つずつにする。では、それで町民の皆さんが幸せに暮らせるかというところとそういうことではありません。ですから、私の考えとしましては実施計画を立てるにしてもやはり皆さんの意見、それから地域の特性を生かした町をつくっていくと。集約すれば単純に合理的になるということではありません。なかなか合理的にしようと思っても、その地域にずっと根差した人たちはそこでやはり最後まで暮らしたいのです。そのためにはどんな方法があるかと。今考えられない方法も今後出てくる可能性もございますので、ぜひ最新の情報等を早目につかみながら、そして地域、地域の特性を生かしたまちづくりが森町には最適かなと、そのように思いますので、いろんな情報を議員も収集しながら、町のほうに伝えていただきながら、そして町全体の議論として、もしくは地域ごとの議論になるのかもしれませんが、でも、本当に共通する部分は町全体の考えとして今後進むべき道を相談していかなければならない、そのように思っておりますので、単純に早期に簡単にとすることはなかなか難しいのかなと、そのように思っております。でも、町全体の人たちが幸せに暮らすためには最大限の努力をしてまいりたいと、そのように思いますことを申し添えて再々質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公共施設等の複合施設建設についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、外出支援事業の拡充について、議席11番、壇上美緒子君の質問を行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、外出支援事業の拡充についての質問を行います。

ちょうど2年前の森町議会9月会議で、同僚議員から障がい者や高齢者の足の確保支援事業についての一般質問が出されました。その中の現在森町として実施しています80歳以上の非課税者と障がい者への外出支援事業の拡充について改めて質問いたします。

この外出支援事業の利用人数の推移を見ますと、若干のこぼこはありますが、2011年には529人だったのが昨年、2018年には912人と7年間で1.7倍と増加しています。啓発、啓蒙の成果もあるかと思いますが、広く行き渡ってきていると言えます。とはいえ、対象者人数との比較ではまだ5割弱という状況です。また、決算状況から見ますと、利用金額はさほど差異はなく、昨年度は利用人数が今までの最高にもかかわらず決算額は2015年以降の最低になっています。その理由は定かではありませんが、1万2,000円の満度利用されていない方がおられるということでしょうか。

こうした事業は、必要としたときに気軽に活用できることが重要であり、対象者全てが活用しなければならないものではありません。しかし、初めから対象者を狭めて設定するのはいかがかと考えます。その点で、同僚議員の質問に対して町長は全ての80歳以上の高齢者に助成できることはすばらしいこと、担当職員等で可能かどうか勉強しながら進めていきたい、気持ちの上では早く実現してあげたい、数年後、何年か後には期待していただきたいとかなり前向きな答弁をされています。私はその上に立って、今平均寿命が男性も80歳を超えていますが、健康寿命が重視されており、高齢者の運転免許証自主返納の促進の上からも対象年齢を後期高齢者の75歳から引き下げ、非課税の枠を取り払う拡充を考えるべきと思いますが、町長の所見を伺います。

また、数年後に期待をとの同僚議員への答弁でしたが、この2年間の担当職員等での検討内容や実現に向けての進捗状況について伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

外出支援事業、福祉タクシーの利用者は年々増加しておりますが、対象者数の比較では5割を切っております。平成30年度の決算額が平成27年度以降最高となっている理由としては、平成30年度から利用者の利便性を考慮して、タクシー券の有効期間を7月から翌年3月末までの9カ月間であったものを7月から翌年6月末までの1年間に延長したことが大きく影響していると考えます。

さて、対象年齢の引き下げについてですけれども、75歳まで引き下げることにより対象者の増加とともに必要額も大幅に増加することから、対象年齢の引き下げは今現在のところ難しいと考えます。また、非課税の枠についても昨年利便性を向上させた現行制度の中で実施してまいりたいと考えております。

以上です。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 再質問でもらって。再質問あるのでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） どうぞ。

○11番（檀上美緒子君） 財源が増えるというのは、もちろんそれは対象枠を広げるということは当然あり得ることとか、出てくることなのですが、今福祉の部分での充実を考えたときにどういう形で税金を使うのかということからして、財源がたくさんになるからできませんというのは、私は全くもって答弁としていかなものなのかなというふうにして考えます。やはり必要とされている人たちが安心して使えるようにということで財政の割り振りということは質についても十分検討するべきだと思いますので、財源がないからやれないのだという答弁についてもう一度ご検討願えればというのがまず1点です。

それから、先ほど2点目で質問しましたが、2年前の同僚議員の答弁に対して数年後期待していただきたいと、担当職員との検討を進めていく中でというようなお話があったので、この間2年経過しているわけです、既に。ですから、この間の中でどのような検討がされて、そしてどういう方向で取り組んでいこうと考えているのかというあたりについて何も答弁がなかったのです。先ほど言いましたように、1点目の部分からいくと財源がかかるからできないのだということは一切検討していなかったというふうなことで私としては解釈せざるを得ないのですけれども、2点目の質問と絡めて1点目の部分についてもう一度改めてご回答願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

この間、この事業だけではなくて、いろんな環境の変化があります。そういう中では、町といたしましても議員の質問の中にもありますように健康年齢を上げるようにということで取り組んでまいりました。なるべく元気な、健康な状態で高齢化を迎えてほしいという町の取り組みでございます。そういう中でも結構効果が出ている部分もあるのかな、そのように考えます。そしてまた、この75歳まで引き下げることの検討に対していろいろ検討した結果、今までは7月から3月までのこのタクシー券の利用だったと。それですと、残りの4月、5月、6月、3カ月分がどうしても無駄というか、活用できないという状況になっておりましたので、それを改善した上で1年間有効にしたということがまず改善です。それがだから先ほどの質問の中に含まれていると、そのように考えていただきたいと、そのように思います。

そしてまた、来年度から他の一般の臨時職員、それからほかのパート職員につきましても任用制度が変わってまいります。そういうところで、議員も恐らく理解されていると思うように数千万円の費用がかかります。そういったことを考えますと、今現在75歳まで引き下げて、具体的な数字で申し上げますと、恐らく最大1,600万円くらい増えていくのかな、そういう可能性もございますので、ここはいま少し考えどころかなと、そのように思っている次第でございます。高齢者のいろんな福祉に対するそういった部分につきましては、各担当課においても細々とした配慮のもとでいろいろと取り組まれております。今後におきましても外出支援事業や福祉タクシーの利用、極力利用率を上げる、そういった部分も

含めながら取り組んでまいりたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 有効期間を延ばしたということは、私はそれはいいことだと思うのですが、今の答弁では、1つ確認なのでは、もしも2年前の同僚議員に対する答弁であった数年後には期待してほしいということは不可能だということで、答弁の変更になるということなのかどうかということがまず1点です。確認していただければと思います。

それと、私は、再質問でも言いましたけれども、やっぱり税金の使い方の基本的な町長の政治姿勢だと思うのです。税金をほかに使うから、ここに使うからそれはできませんという形で福祉を切り捨てるという考え方がどうなのかということなのです。そういう意味からいって、2年前の同僚議員に対する答弁は私はすごく前向きで、評価したいし、それの上に立って、今回はさらにその前進を期待して質問したのですけれども、今回の町長の答弁を聞きますと、財源がないから福祉の部分についての拡大というのは考えられないというような答弁をこのまま押し通されたわけですね、再質問、さっきの答弁にも。再質問に対する答弁もそういう形で出てきたので、そこについてはやっぱり基本的には税金の無駄遣いを省きながら、住民が必要としている部分についてはできるだけ充てていくというような基本的な姿勢をきちんと持つというのが行政として重要なことだと思うのですけれども、その部分2点、もう一度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

2年前の同僚議員の質問を根底に今ご質問されているという珍しい質問なのですけれども、当時の同僚議員とのいろんなやりとりの中で、やはりまた同僚議員のふだんからの貢献度、いろんなことを加味した中で私も総合的に答弁している場合があります。ですから、当時本当に前向きでいい質問、考え方としてもあったにしても、数年たつ中で他に財源が必要な、そういった状況が発生したときに役場、町の財源としては限度があるわけですから、それについて今現状では75歳以下にするということはまず不可能だということを申し伝えるわけであって、それはその辺は理解できるものと、そのように思っております。全体予算としては本当に限られた中で必要不可欠な施設の建設や補修や改修というのは必ず出てまいりますので、そういったものを常に考慮に入れながら、最大限節約しながら今現在行っているわけです。何か無駄遣いをしているというような言い方をされておりますけれども、町としては一番有効な活用の財源の活用をしておりますので、その点は誤解いただきたくないと、そのように考えております。今後も節約しながら、そして福祉だけではなく、子育て支援や町全体のことを考えて、政策の執行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 外出支援事業の拡充についてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、4、道路整備について、議席5番、伊藤昇君の質問を行います。

○5番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

道路整備について。町内には未舗装の町道は約257キロメートルのうち約4割の96キロメートルとなっており、私道も数多くあるのが現状であります。町道については、用地処理の問題や財政面など整備のできない要因はさまざまだと考えますが、長年未舗装道路を利用しながら生活している町民の皆様が数多くいることを十分理解されていると思います。特に森地区市街地の鳥崎町、森川町、常盤町、尾白内町などでは未舗装の町道や私道が多く、通行に支障を来しているのは町長も承知されていることと思います。未舗装の解消については、まず町道を最優先に取り組むべきと考えております。そこに住んでいる町民の皆様が税の負担などの義務を果たしながらも舗装道路の恩恵を受けられないことは不利益そのものでありますから、行政の努力が足りないと言わざるを得ません。

また、私道についても除排雪を考慮すると6メートルの道路幅員が必要との考え方を町は持っているようですが、現実には3.6メートル程度の幅員の私道が多く、沿線では高齢の方も増えており、降雨時には水たまりを避けて通行している状況です。このような道路についても柔軟に町道認定をして、町単独の道路整備をできる箇所から一路線でも多く整備をすべきと考えます。

現状では未認定道路であっても砂利による穴埋めや維持管理、舗装補修なども対応していただいておりますが、道路維持補修に毎年まとまった予算を配分して、町民からの要望が来る前に前倒しで対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、数年前の議会において未舗装道路に対する以前の同僚議員への答弁でいろいろな課題はあっても糸口をつかみながら整備を期待に応えるよう進めていきたい、確実に前に進めるよう取り組みたいと話されていますが、今までの取り組みの成果と今後の未舗装道路解消への方策について町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 伊藤議員の質問にお答えします。

道路の維持補修については、春の雪解け後と秋の年2回、定期的な補修としてグレーダーやショベルローダーによる路面精製、碎石の補充などを行い、夏場にかけては町内一円の草刈りを主に直営で実施しており、緊急的な舗装の穴埋めや道路修繕、そのほかの要望などに対してはその都度実施しております。さらには、舗装のオーバーレイや大規模な補修、災害対応などにつきましては直営と請負業者が連携して実施しているところです。

次に、未舗装道路についてですが、去年は上台町26号線と森川町23号線の2路線について舗装工事を実施しました。今後の舗装化につきましても計画的に実施したいと考えておりますが、議員も理解されているように用地処理や補償の問題、さらに排水処理や事業に係る費用などさまざまな課題があり、計画どおりに進まない困難な事業でもあります。そのようなことから、明確な優先順位はありませんが、事業ができる環境が整った箇所については着手していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（伊藤 昇君） ダブるかもしれませんが、4点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

過去に同僚議員に対して、国の交付金事業を基本としながらも町単独事業とならざるを得ない場合においては、財政負担を考慮しながら実施してまいりたいというふうな答弁をされております。道路整備された路線の延長が去年というか、最近ですね。先ほど舗装のほうは2路線ということだったのですけれども、延長がほとんど増えていないというのが現状だと思います。未舗装の解消は先ほどのとおりでございますが、これを全体的に含めて一向に進んでいないのが今の現状でないのかなというふうに思っておりますので、そのあたりもっと進めるような考え方についてもう一度再答弁お願いしたいと思います。

それから、幅員の狭い未舗装道路についても多くの住民が生活しているというのはご存じのとおりだと思いますけれども、例えば救急車の取り回しに時間がかかった例もあるというようなことも聞いております。それから、こういうことあってはならないのですが、火災発生時に消防車が入れなく、消火に時間を要するという場合もあるかもしれません。そういうことからしまして、町民の生命と財産を守る上で道路整備は重要だと思っておりますので、私道対策についても災害対策を考慮して、積極的に町単独事業によるこのような道路の改修をするように考えるべきではないかというふうに思っております。そのあたりもよろしくお願いします。

それから、もう一つなのですが、道路によって簡易舗装でもいろいろな施工方法があるように聞いております。雨水が浸透するなどその道路に合った方法での整備というのは今後考えられないのかということも答弁をお願いしたいというふうに思います。

4点目ですが、重要路線で防災通学路線などの行政が積極的に整備すべき道路については単独費による用地買収や物件補償も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、このような道路については従来のように地元住民任せではなくて、土地所有者との交渉など行政がもっと主体となってかかわってほしいと思っております。現在このままでいきますと永久に未舗装道路の問題が解消されることはないと思います。町長が言っているいろいろな課題はあっても、前に進めるために思い切った転換が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

この4点についてお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問をいただきました。いろいろとございますけれども、ひょっとしたら重複したり、ひょっとして漏れた場合にはちょっとご指摘ください。

進捗状況なのですが、やはり議員も理解されているようにまず第一に町として町道を舗装していく上に当たっては幅6メートルという基準を一応設けて、今日までずっと進んでまいりました。それに応じてくれた方々が、いろいろと理解を示してくれた方がたくさんいたおかげで整備が進んでいるところもあります。そしてまた、古くから非常に発

展した地域というものがどうしても幅が狭いまずっと現在に至って、そして用地の提供というものが自分の土地の狭隘化につながるということから、なかなか協力いただけない、または一部の方が協力いただけないとか、いろんな状況が考えられて、現在まで続いてきております。各代によって、前任者もその前の方も何とか未舗装地域を改善しようということですと進んできたのは町の記録の中に残っていない部分もありますけれども、水面下でいろんな地主さんもしくは土地所有者さんとの交渉がなされてまいりました。そういうところでは、どうしても土地所有者さんの理解が得られない、そういったことから、現状、申しわけないのですけれども、未舗装の状態が続いているというのが現状だと思います。私になってからも、まずはやっぱりただ表面を舗装すればいいということではなく、舗装すると当然表層水が発して、洗掘が起きるのは議員もご存じだと思います。だから、やっぱり最初には排水路を確保しなければならないのがまず第一です。その排水路を確保するのには、私の代になってからも何件か町内の地主さんと交渉したり、もしくは町内会の皆さんとお話して、優先順位はどこが優先したいのですかということをお話しながらこの7年間努めてまいりました。そういう中でも町内会の皆さんからご協力いただいてもなかなか前にすぐ進む状況にありません。また、全く今の持ち主さんの状態では前に進めないということがわかっている部分については、持ち主さんが、申しわけありません、交代されたときに再交渉に移ろうということで待機している案件もございます。地域もございます。非常に広大な地域です、そこは。そういったこともございます。そしてまた、そういうところで当然火災が起きたり、救急搬送の要請が来たりした場合には、ちょっと大変な部分もあるのですけれども、だからこそ維持管理については連絡をいただいたりしたときには速やかに最大の短縮して、ほかを捨てるわけではないのですけれども、優先順位を入れかえて走っているというのが現状です。これは、季節に応じてもありますし、そしてまた我々も目の届かない部分がどうしてもあるのです。毎日町全域をパトロールしているわけではございませんので、そういう部分についてはどうしても地域の方や町内会からご連絡をいただきながら対応しているというのが現状です。何とか解決策を見出すためには、例えば幅が狭いところは、これ公安との協議も必要になってまいりますけれども、一方通行化をすとか、そういうことは当然私も思っていますし、今後のいく中では検討の一つだと、そういうふうに思っています。ただ、一番問題は、最初にお話ししたようにこの2点です。地主さんとのきちんとした理解の、もしくはお話し合いが、ちゃんと理解をして協力していただくこと、そしてまたその土地によって排水路が確保できない。当然高低差なんかもありますけれども、それは機械的に改善できる場合もあります。ですが、できたら今のようなゲリラ豪雨の場合は機械的な作業では間違いなく後々災害が起こる可能性もございますので、できたら自然のままでちゃんと排水できるルートを確保しながら進んでいきたいと、そういうふうに考えております。

答弁が少しまざっているかもしれません。でも、4点の中の大体入っているのではないかなと思うのですが、ただ最後に1点、財政負担です。どうしても道路つくるということは

結構な金額が必要になります。また、距離によっては数億円の単価になったりもしますので、できれば私たちは道道で整備して、できた後に町道に払い下げてほしいですとか、今現在町で維持管理をしているところとそういうのを交換条件にしながらということで、北海道や国、国はなかなかそういう交渉には応じませんが、ちょっと交渉している部分もございます。何とか皆さんの歩くところがきちんと舗装した形になるように、これはずっと続いています。我々もちゃんと舗装できるまで続けていきたいと思いますので、その点をご理解いただきながらご協力もしていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々。

○5番（伊藤 昇君） たくさんのご答弁をいただきまして、実務的な部分もいろいろ教えていただきながら今答弁いただいたのですが、毎回町長、前に進めるとか一生懸命我々はと。確かに担当課の建設課さんなんかはいろいろやっていただいています。大変そこは感謝している部分もありますけれども、ただこういう一般質問されたときに町長、必ず絶対前を向いて進めるのだというような答弁しかないと思うのですが、そうすると地域では次うちの番かな、次1メートルでも、50メートル、100メートルでも何か直るのではないかなという期待がどうしても起きているのです。それが、先ほど私も同僚議員という言葉は何回も使ったのですが、そのたびにそういう言葉をいただいているわけです。そうすると、当然そこに住んでいる皆さんは次うちかな、次うちだなとかということで期待感が湧いてくるわけです。ですから、そこ、先ほども言いましたけれども、1メートルでも50メートルでも長く、一路線でも多く本当にやっていただけるという分で、そのあたりもう一回ちょっと考え方、来年に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 毎回いい答え言っているようで、大変期待をさせて申しわけない部分もあるのかなと思いますけれども、全体進めていくためにはやはりずっと排水路、ここがだめなら次の場所ということで担当課にも指示してあります。また、私たちも水面下で接触したり、感触をうかがいながら進んでいる状況です。そこが一番解決つけばぐっと前に進みますから、その辺あとは財源の問題になってまいりますので、いろんなところ、1カ所だけとは限らず。今、少し話それるかもしれませんが、港湾道路としては尾白内の大漁橋の先が線形変更として前のほうに進んでおります。今用地買収にかかっておりますから。それが用地買収が終わればあそこが舗装になるとか、そういうことで少し、年数は確かに10年かかったり、四、五年で終わったりとか、いろいろ箇所によってありますけれども、なるべく本当に可能性の、舗装ができるようにということでは町としても前向きに考えて、取り組んでいきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 道路整備についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、森町の幼児教育の方針とさわら幼稚園の運営について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、町長に森町の幼児教育の方針とさわら幼稚園の運営について質問させていただきます。

10月から始まる国の幼児教育及び保育料の無償化に伴い、森町の支援制度も変わります。また、来春にはさわら幼稚園が開園されますが、森町の今後の幼児教育及び保育のこれからについて伺います。

1点目は、さわら幼稚園は当初の計画では認定こども園ということでしたが、人材の確保が困難という理由で平成29年に幼稚園として計画が変更となりました。認定こども園は将来の森町に必要であると考えられていて、さわら幼稚園は認定こども園としても機能する計画となっているようですが、将来的に認定こども園としての構想はありますか。

2点目ですが、10月から制度の改定により子育て環境も変わると思います。森町全体の親たちのニーズをどのように把握されていますか。また、老朽化著しい各保育所や森幼稚園を建て直す計画はどのようになっていますか。

3点目ですが、森町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査では、保護者が必要としている支援は子供たちの遊び場や機会の充実という結果が出ています。その思いに応えるため親子が安心して集える場所、抱えている悩みを気軽に相談できる場、ほかからも遊びに来られるような楽しい施設などをつくる計画はありますか。

以上、町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 斉藤議員の質問にお答えします。

1点目ですが、さわら幼稚園は来年4月の移転を目指し、現在整備工事中であります。園舎整備に当たっては将来認定こども園への移行も視野に入れて整備しておりますが、当面は幼稚園として運営したいと考えております。

2点目ですが、10月からの制度改正に伴う町全体のニーズについて現段階では把握しておりませんが、保護者負担の軽減は図られると考えております。また、幼児教育、保育施設などの整備については、現在のところ具体的な計画はありませんが、今後保育士、幼稚園教諭の人材確保とあわせ具体化に向けた方策を立てていきたいと考えております。

3点目ですが、町には幼児教育、保育施設などのほか整備を必要とする施設が多数あることは議員も理解されていることと思います。遊び場などについては現在のところ新たに整備する計画はございませんが、今後施設整備の際には親子が自由に集える場所の併設なども検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（斉藤優香君） ただいま町長の答弁の中でも人材不足の点に触れられておりましたが、先日北海道新聞にも掲載されていきました。ほかの自治体では、奨学金制度の導入が進んでいます。以前同僚の議員の質問にもありましたが、奨学金制度の導入を考えてみてはいかがでしょうか。実際森町の子が他町村の奨学金制度を利用し資格を取り、他町村で働いております。森町では保育士、幼稚園教諭、看護師など募集しても応募がなく、人材確保に苦慮していると思います。これまでの応募とは別に資格取得後の数年は森町勤務が条件となりますが、返済免除、ただ森町以外で働く場合は返済してもらうなど幅広い奨学金制度の導入を他市町村からも応募可能にしてはいかがでしょうか。6月会議で給付型奨学金制度の課題の一つに一度は町外へという町長の思いがあったように思いますが、都市部の各種学校と提携することで可能になると思います。

また、認定こども園も子供が減少している中で可能ではないかと思いますが、まだしばらくというのであれば、さわら幼稚園についてですが、森町立幼稚園規則でさわら幼稚園の定員は170人です。現在の園児は36名、来春卒園される方15名、担当課のアンケートにより保育所から幼稚園に移る方もいるようですが、増えても50名弱。森幼稚園も50名ほどなので、合わせても十分なすばらしい施設であると思います。年々子供は減少しています。新しい幼稚園は、統合した形にしてはどうかと思います。遠距離の通園にはふるさと納税などを活用して通園バスを購入し、対応すれば可能だと思います。そして、現在老朽が激しい保育所3つを統合した形で早期に計画してはどうかと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

人材不足、本当に各町でも苦労している状況です。そしてまた、今日の新聞等でも出ていましたけれども、北海道やほかのこういう公共施設でもなかなか人の確保が難しい、そういう状況になってまいりました。そういう中で、特に資格を必要とする先生の確保が難しい。これ議員も本当に真剣に考えられているように、重要な部分です。そういうところで町でもいろいろと手を尽くしながら保育士の確保、幼稚園教諭の確保というのでずっと取り組んでまいりましたけれども、なかなかこれが思ったように、考えたようには進まない。そういう現状の中で、さわら幼稚園については、少し詳しく申し上げますと、さわら幼稚園を認定こども園ということで最初整備を計画していったところ、そこで正職員でなければ対応できないのです。正職員を募集するとすれば、町内の保育所から応募する可能性がある。そうすると、ほかの保育所やひょっとしたらもう一つの幼稚園が運営が不可能になる可能性があるということが判明しまして、当初認定こども園という考えは持っておったけれども、幼稚園としたそういう最大の理由です。

そういう中で、奨学金制度を活用してはどうかという提言なのですがけれども、やはり奨学金を出して条件つきでというのはなかなか難しい。都会で、例えば本人が将来町の外へ

出たい。そういう例えば大都市でもって奨学金制度やった場合には地方から行く可能性があるのです。逆にうちで奨学金制度を出してもなかなか来るかどうかというのは、町内でもいろんな奨学金制度というのはあるのですが、それによって本当に帰ってくるというのが可能性としてはゼロではないかもしれませんが。でも、行く先々で、専門的なところに町から真っすぐ行く場合には効果的かもしれません。でも、まず町から義務教育を終えて町外に出られた場合には、今いろんな選択肢がありますから、そこに1つ条件をつけた形の奨学金というのがなかなかなじむかどうか。ちょっとこれは研究してみる必要があるかもしれませんけれども、今までも考えられたのですが、取り組まれてはおりません。

ただ、私前の答弁で子供たちには何かやっぱ町外で非常に体験してほしい、そして自分の町がどれだけすばらしい町かというのを見ていただきたいというのが思いなのです。その中にプラス必要なのが行ったら帰ってこいよと。行ったら帰ってくるのだよという教育、これが今まで少し不足していたなというのはちょっと反省しているところです。町から出ていくのはいい。体験してこい、いろんな経験を経て大人になっておいでというのは本当の思いで、大人になったら帰っておいでというのが抜けていたような気がします。今後そういうことは、今すぐでもこれは取り組めることですから、今後はそういった形で人材の確保に努めていきたい、そのように思っております。

そして、幼稚園、保育所を一体型ということで、それぞれ認定こども園の形がそうなのですけれども、もう一つでは幼稚園に預かり保育をくっつけて、全体として朝から夕方までの保育をするというのも一つの検討で、これはもう既に教育委員会のほうで検討されています。そして、今幼稚園に対する給食も提供していますし、今これは教育長とか委員会のほうとも詰めなければいけませんけれども、今後の方針としては夏休み、冬休みにもう少し預けれる方向性を検討しながら、保育所でも幼稚園でも大体同じ幼児教育がなされるという方向も1つ考えられている中の課題です。そうすることによって、今保育所の少し場所が狭いということの解消にもつながるのかなというふうな思いもしているところから取り組んでいるところなのですけれども、先ほどの同僚議員の質問にもありましたように複合型といいますか、そういったことでは合理的な考え方だと、そういうふうに思っておりますので、今後進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上、再質問に答えたつもりですけれども、もし答弁漏れありましたら再々でお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） 私が思っていたことは、幼稚園は幼稚園同士、森幼稚園とさわら幼稚園を統合して、まず幼稚園をつくって、そして老朽化激しい保育所、築50年、ほとんどがそういう状態で狭いですし、ここで保育所をまず統合して、保育所を新しくして、そうすることによってコストの削減もできますし、人材確保もできるし、建築中であっても保育が可能ということもありますので、ぜひこういうことも進めていっていただきたいと

いうのと、あと３点目の施設ですが、幼児もさることながら就学児も今森川児童館も閉館になり、図書館にも十分なスペースがないなど、放課後に集える場所がありません。幼児から高齢者まで通年集える場所が必要ではないかと思いますが、再度町長にお伺いします。
○町長（梶谷恵造君） 失礼しました。先ほどの答弁漏れも含めてお答えさせていただきます。

幼稚園の統合もしくは保育所の統合ということで、そういった提言も一つ考え方としてはある場合もありますけれども、この町に１つずつであれば本当に合理的でいいのですが、真ん中に１つなのか、端っこに１つなのか。それだと、うちの町の形態を考えますとそういう商業ゾーン、それから水産関係のゾーン、農業ゾーンだとか、いろんな広い範囲にある中で、先ほどたしか当然バスを走らせればいいという議員の考え方もありましたけれども、幼稚園や保育所はできたらやっぱりバスではなく、小さい子供ですね。お子さんですね。バスを走らせるのも一つですけれども、それもいいのかどうかも含めて本当に検討すべきことだと思います。１つに全てを統合するというのは、広い範囲の中ではなかなか難しいです、正直言って。端っこからやっぱりバスで迎えに来るにしても、来るまでの間の時間を考えますと相当早くから準備しなければならないという場合も中にはありますので、その点を配慮した幼稚園の配置計画ですとか、そういう保育所の配置計画をするべきだと思います。

第１段階は、議員も恐らくご存じのように保育所は２つを閉所して、３つに集約しました。これこそ合理化なのです。今後も基本的にはそういう形で進みながらも、まだ既設保育所や幼児教育を本当に特別な、小さな場所なんかもありますので、またちょっとへき地的な部分もあり、そこにも幼児がいます。そういったことを考えますと、簡単に１つにするとか合理的にするというよりももうちょっと全体のバランスと当然経費部分も考えなければなりませんし、いろんな総合的な考えのもとで進んでいきたいと、そのように思っております。いろんな団体や子供、子育てのこういう意見を集約する場所なんかもございますので、そういった場面でいろんなお考えや声を聞きながら進めていきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町の幼児教育とさわら幼稚園の運営についてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、６、性的少数者（ＬＧＢＴ）対策について、議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

○10番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

性的少数者、ＬＧＢＴ対策について。ＬＧＢＴと言われる方々が一般的にも認知されるようになってまいりました。しかし、まだ周りの無理解や社会の慣習、行政上の制度等のはざままで困難な面も多いとも聞きます。最近全国の自治体の中にはこの問題に積極的に取り組み始めた地域もあるようです。少子化の時代にあってさまざまな問題が指摘される中、

あらゆる人が幸せな人生を築くためにも無視できない課題と考えます。以下、伺います。

1つ、LGBTと言われる方々についての見解、課題等、また既に問題提起されていることがございますか。

2点目、社会（町民）に正しい知識の普及が必要と考えます。そのためにもまず町職員等への周知等も大事なことと考えます。既に取り組まれていることや計画等がございましたら伺います。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

近年LGBTという言葉が耳にすることが多くなりました。LGBTとは女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、身体的な性別に違和感を持つ状態の方のアルファベット頭文字をとった単語で、性的少数者の総称の一つです。社会にはLGBTを知っていても自分の周りにはいない、異性を愛するのが普通、性別に合わせた生き方をするのが普通といった性的指向や性自認を決めつける考え方があり、差別や偏見につながる要因になると考えます。LGBT当事者の中には、性的指向や性自認を公にすることで自分を偽ることなく生きたいと思っている人が多くいると聞きます。しかし、公にすることでこれまでの人間関係の崩壊、職場や友人などからの否定的な反応に不安があるのも事実です。現状からしますと、公にすることは非常に困難ですが、LGBTに対する情勢はここ数年で大きく変わってきており、差別解消に向けた取り組みが社会全体に広がってきているものと認識しております。

次に、LGBTへの差別や偏見を解消するためには町民への関心を高め、正しい知識の普及が重要であると考えます。主に人権問題に向き合い、活動されている人権擁護委員などと連携し、差別や偏見のない互いに尊重し合える社会を目指し、町民への広報活動に努めてまいります。また、職員の意識啓発につきましては、LGBTに限らずあらゆる人権問題について情報共有を図り、差別や偏見を持つことなく公平に職務に努めてまいります。

最後に、今後の取り組みですが、先進的に取り組んでいる自治体も参考としながら、身体的な性別に違和感を持つ状態の方々への配慮として証明書などにおける不要な性別表記や各種申請時の性別記入など改善が可能であるものについて調査してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 今後積極的に取り組んでいきたいというような中身のお話をずっといただきました。よろしくお願いいたしますと思います。

私もこういった問題を取り上げるのは自分でもなかなか勇気の要る話の中身でもあったのですけれども、ただいろいろ調べたりしているうちにこんなにいるの、こんなにどこでも進んだ対策とっているのかみたいなことを思いまして、本当に門外漢で大変申しわけなかったのと、こんな気持ちで反省したところだったのです。県を挙げて取り組んでいращやる、例えばそういった小冊子を職員全員に配って、会合を持って、講習会開くとか、

あるいは町でそれを取り組んでいく、あるいは町の議会で取り上げて、議会議員全員がそれを勉強するとかさまざまな取り組みもありますし、それから日本を代表するような大きな会社がございます。例えばパナソニックだとか、そういったところでも社内的にそういった教育を行っているという情報を得るに従いまして大変びっくりしたようなところもありました。やはり今森町も例外なく少子化でだんだん、だんだん人口が減っていく状況でございますので、それとめなければならぬというようなことは誰でも思っているわけでございますけれども、なかなかそれうまくいかぬというようなことが現実には日本中にこれあります。の中で、こういった表に出しにくいような問題をあえて問題視して、解決の方向に持っていくというのはやはり町の姿勢でもありましようし、町長の考えでもあろうというふうにも思いますので、この問題提起を起こさせていただいたような次第でございました。

その中で、恐らく教育の場面においてはこういった問題は既に取り上げられていることだと思います。1つ私が、新聞記事だったのですけれども、多目的トイレというのがございますから、普通男、女にトイレが分かりますし、そのほかにあっても多目的トイレという名前であるわけなのですけれども、その多目的トイレを名前を変えて、誰でもトイレという名前で取り組んでいますというのが新聞記事で紹介されておったのです。そうすると、それは小中学校からやられているそうなのです。子供のときからそういった教育を授けていくというのは非常に大事なことだという観点からの発想だと思いますけれども、取り組み次第では本当に難しくないこともいっぱいあるのだなというようなことがちょっと私も勉強になりました。という意味で、先ほど先進地を参考にしながら、そしてそういった専門家を招いてのお話をいただきながら改善していきたいという町長のお話でございましたけれども、早急にぜひ取り組んでいただきたいなと、こんなふうに実は思います。

最初に申し上げましたけれども、熊本県も相当そんなことは進んでいるようでございますし、それから茨城県などの例も紹介してあったのです。そして、もう一つは、これ茨城県の例なのですけれども、普通、先ほど町長制度的なものにも触れていただきましたけれども、町の制度的なことにも触れていきましたけれども、パートナーシップを認めて、家族と同様に、茨城県の場合は県営住宅なのですけれども、県営住宅。森町の場合は町営住宅というようなことになるのでしょうけれども、そういったところにも入れるような制度の改正を行った、条例の改正を行ったという例が実は載っておりました。今男女共同参画推進法が制定されて、そういった各自治体においてはさまざまな条例がつくられて、推進されておるわけなのですけれども、その条例も改正して、そういったことで取り組んでいるという例だったのです。だから、難しい面は本当にこれからたくさん出てこようかと思っておりますけれども、私たちの工夫次第では、町の工夫次第では幾らでもこの問題に取り組んでいけるのだなというようなことを実は感じたわけでございます。それで、そういった先進地を参考にしながらということもございましたので、ぜひそういった小冊子とかいろいろなパンフレットとか、そんなものを用意していただいて、まずは町職員、あるいは我々議

会とか、そういったところから取り組んでいくべきだと、こんなふうに思うわけですが、私も、取り組む町長の、先ほど来年また選挙だというお話もございましたけれども、その前にぜひ町長に取り組んでいただきたいと、私はこんなふうに思うのです。私は、本当に申しわけないですが、この問題取り上げるまではもっと先の話だろうみたいなことを考えておりました。そして、芸能界等で活躍される方々については本当にごく少数の方々の場面だろうというふうに捉えておったのですけれども、調査によりますと全人口の8%ぐらいがそういった方々に当たるのではないかという調査結果もあるようでございますので、決して本当に少数者だけの問題ではないと、こんなふうに思います。町長のさらなる突っ込んだ決意のほどをもう一度伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 長い再質問にお答えします。

やっぱりいろいろこれ大変難しい内容です。ご質問される方も、宮本議員もなかなか大変そうな感じでしたけれども、我々も割と気づかない、人間には個性がありますから、いろいろと個性の中にひょっとしたらこのLGBTが紛れているとか、そういう可能性もないとは言いきれないと思います。そういう中で、今後、今、これとともにWHOでは病気だということでもくられていた。それが今は病気から外されましたから、本当の人間としての普通のこととして認められたということから、今そういうふうに国内でも議論が始まっている状態だというふうに私捉えております。町としていろいろ、今宮本議員も申された多目的トイレは問題はないと思うのですけれども、公営住宅への当然入居ですとか、いろんな課題については町単独で決めれる枠からかなりはみ出ている部分が多いのかなと思います。国としてもいろいろと今検討段階に入っている。町でも、先ほど答弁させていただきましたけれども、性別の表記がある部分を今、次用紙を印刷するときにはそれがなくなります、今後。そういったことで、できるところから取り組んでいることでございますので、今後先ほども申し上げました先進地の事例も参考にしながらということで、いろいろと担当課、それから町全体、役場全体でもって教育委員会も含めて、そして勉強していきたいと、そのように思います。これは、なかなか前向きにということよりも、国よりも先に行くわけにはいきませんので、この辺はご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 長い再質問で申しわけなかったと思うのです。私時間見てまして、昼間出るつもりでおりましたので、ご了解ください。

国より先には無理だというようなお話がございましたけれども、私はそれは全く違うのだろうな、こんなふうに思います。できることどうやって取り組むかということが、できない理由並べたら切りありませんので。できることをどうやって探していくかというようなことにやっぱりかけていただきたいなと思いますし、この問題が、先ほど8%という話ししましたけれども、数字からいったら、資料の話ですが、左ききの方よりも多いそうなのです。という数字が出ていました。本当かうそかわかりませんが、左ききの方よ

りも８％という数字は多いだろうというような話が出ておりましたので、それを信用しますと、それだけの方が恐らく隠れたところ……失礼。隠れたと言ったら失礼になるかもしれませんが、それだけの方がいらっしゃるというようなことも想像できるわけですから、あくまでも町長に国に先んじてこれは取り組んでいただきたいと思うのですけれども、できることがあると思うのです。先ほど言いましたように、県でそうやって取り組んでいるところ何カ所もございますし、各自治体で取り組んでいる、あるいは議会で勉強している、そういった人たちを呼んで町の職員と一緒に研修するみたいなことが既に行われているわけなのです。これ国の許可とか国の制度とか全く関係なくしてやっているとしますので、私はそれはやはりまちづくりの基本中の基本だと思うのです。よそに先んじてやっぱり何かの制度をつくり上げていく、誰でもいらっしゃいという空気をつくっていく、ウエルカムな空気をつくっていくというのは、これは本当にまちづくりの基本だと思いますので、国に先んじてどうぞ町長、やっていただけませんか。そこら辺だけでも一度。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

国に先んじてということで、可能である場合、勉強した中で取り組める部分というのはひょっとしたらあるかもしれません。そういう部分については先んじて取り組むことができるかもしれませんが、いろいろと私考える中ではやっぱり法の改正ですとか、そういう部分が恐らく根幹にないと、町や地方自治体が先んじてやって、本当に後に障害が出る可能性もございますので、そういうものも含めて全体で勉強しながら進んでいきたい、そういうふうに思っております。できれば国がさらに先んじて世界をまとめるような形で進んでくれるのが一番かなと、そのように願いながら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 性的少数者（ＬＧＢＴ）対策についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５０分

再開 午後 １時００分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、７、森町マイクロ発電実証事業の現状とこれからの活用等について、議席８番、東隆一君の質問を行います。

○８番（東 隆一君） 質問させていただきます。

森町マイクロ発電実証事業の現状とこれからの活用等について。平成27年８月、青葉ヶ丘公園親水ひろば（通称ヒョウタン池）に設けられたマイクロ水力発電（水車）は、森町マイクロ発電実証事業のうたい文句の下に実施されたもので、梶谷町長が重点政策と位置

づけ、かつ森町新エネルギービジョンの枢要なプロジェクトとして鳴り物入りで始動したものです。建設費等1,000万円を超える予算を計上し、環境教育の教材とし、また自然エネルギーの普及啓発を図る目的とし、計画、運用されました。当事業は、運用開始からさまざまな疑問が寄せられ、問題点が指摘されてきました。町民や複数の同僚議員からも質問、指摘の声が上がり、議会、一般質問の場（平成27年第1回3月会議、同年2回9月会議）でも取り上げられた経緯があります。町民の関心の高さがうかがえます。一方で、当事業は予算編成、予算執行のあり方にも影を落とし、税金の使い道に一石を投じた課題を残しています。町民の間にはいろいろな臆測が飛び交い、いまだ疑問視する向きもあります。加えて、根強い不信感は今なお払拭されていません。以下、3点について伺います。

1点目、マイクロ水力発電（水車）及び森町マイクロ発電実証事業は、現在どのような状況にあるのか。具体的かつ詳細にお答えください。

2点目、実証事業報告書のデータは普及活動に反映されるとあるが、実際データはどのように取り扱われ、活用されているのか。平成27年度にさかのぼって具体的な数字を開示し、お答えください。また、今後当データをさらにどのように活用しようと考えているのか。

3点目、前教育長は当時施設見学では年1回程度、積極的に活用できるものと考えていると答弁しています（注、平成27年3月）。管内各小学校の年度別（27年度以降現在に至るまで）の詳細な河道状況と見学に訪れた児童生徒数及び町内外の視察者（個人、団体を含む）の年度別の総数を教えてください。

以上。

○町長（梶谷恵造君） 東議員の質問にお答えします。

1点目ですが、森町マイクロ水力発電実証事業は、平成26年12月に策定されました森町地域新エネルギービジョンの重点プロジェクトの中で新エネルギー導入を推進するための普及啓発事業として実施したものです。本事業は、環境に優しい水力発電を小学校児童、中学校生徒や町民の方々に仕組みを学んでいただくとともに、稼働データを収集し、維持管理面などの課題を抽出することを目的としています。マイクロ水力発電実証事業は現在も継続して行っており、メンテナンスをしながら設置をしております。

2点目ですが、水車による発電量と水車の状態などを担当者が確認し、データとして収集、蓄積しております。集積したデータは、普及啓発活動の参加者に対し水車の種類ごとの発電量や効率に係る実際の数値などを紹介しております。

具体的な数値を開示とのことでしたので、年度ごとのデータについてお示します。平成27年度の設置日数は95日間で、記録した最大出力は9.9ワットです。最小出力は0.4ワット。平成28年度は179日間設置し、最大9.8ワット、最小が2.4ワットでした。平成29年度は125日間設置し、最大9.8ワット、最小が1ワット。平成30年度は40日間設置し、最大7.8ワット、最小0.4ワットでした。なお、発電設備は落ち葉や落下物による回転不良、発電装

置内部のチェーン脱落などによる停止があるなど設置された日数全てで発電されたわけではありませんことを申し添えたいと思います。また、設置された日数のうち良好に発電した割合についてもデータを蓄積しており、その稼働率についても申し上げますと、平成27年度は82.6%、平成28年度は84%、平成29年度は79%、平成30年度は87%でした。

さて、今後についてですが、今年度森町地域新エネルギービジョンが計画前半を終えることから、これまで蓄積した発電データや稼働データに基づく維持管理面の課題を抽出し、他の重点プロジェクトとの連携を意識した普及啓発活動の実施を検討してまいります。

3点目ですが、平成27年度は小中学校の授業、PTA研修に参加された保護者など116名とエネルギー施設見学ツアーの見学者58名、各種団体の見学者81名の合計255名に対してデータを用いた説明をしております。同様に平成28年度は砂原中学校の生徒46名、森小学校児童60名で、合計が106名でした。平成29年度は砂原中学校生徒32名、森小学校児童70名の合計102名、平成30年度は砂原中学校生徒49名、森小学校児童53名で、合計102名に見学をしていただいています。平成27年度から平成30年度まで届け出のある見学者は累計565名となっており、町内外から参加いただいた方は12名でした。なお、令和元年度においても森小学校と砂原中学校からの見学を予定されている状況でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○8番（東 隆一君） 今町長がおっしゃった、私が今具体的にかつ詳細な……これ1問目ですね。2問目の、今実際に私現場を見ているのですけれども、31年度から設置されていないわけですね。現場見ていただきましたか。今ついているのは、3番目の水かけ式水車のみなのです。らせん式水車、立軸水車というのは実は今設置されていないわけです。これが要するに今設置されているとおっしゃっていましたが、そのところはこういうふうに。設置されていないものが設置されたという答弁今いただいたのですけれども、それはちょっと……よろしいですか。

あと、前教育長が当時設置計画では年1回程度と。今町長答弁されていた、小学校は森町に尾白内、駒ヶ岳、鷲ノ木、石倉、濁川と各小学校あるわけです。本来教育の均等で公平性からいって各町内、要するに各学校全部にこれ見せるべきなのではないですか。6年生ということですから。今町長答弁されたのは、6年生の森小学校とさわら小学校のことを言っているわけです。ほかの小さい小学校もこれ全部同じ教科書なわけですから、本来それ要するに見せるべきなのではないですか。それちょっとお答えください。

それと、1回程度というのは、年に1回程度で、それは積極的なのですかと。どう見ても積極的というのは1回以上のことを言うのではないですか。私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村 洋君） 東議員、まだありますか、再質問。

○8番（東 隆一君） あともう一つ。もう一点です。

○議長（野村 洋君） では、まとめて言ってください。

○８番（東 隆一君） これ前回同僚議員の質問のときに一切これ以降は経費はかかりませんというふうにおっしゃっているわけです。それが今いろんなチェーンのメンテナンスだ、何だかんだと実際要するにかかるとなるわけです。それをやりながら今これからやっていくというようなことですから、実際にあのときに答弁された一切かかりませんよというのはどのような答弁だったのか、そのところもちょっとお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（野村 洋君） では、座ってください。

暫時休憩します。

休憩 午後 １時１２分

再開 午後 １時１３分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 東議員の再質問にお答えいたします。

らせん式の水車について、私最初の答弁ではメンテナンスをしながら設置をしているということで、大変おくられているのですが、らせん式水車については今若干のメンテナンスをしている状況です。そのことは最後の、経費はかからないということで、大がかりな経費はかけないという同僚議員への答弁ですが、やはり機械ですから、多少のふぐあいはこれは議員、理解していただきたいのと、そのように思っております。経費的には部品代として１万円弱ぐらいなのかな、多少の補修や部品交換の部分については、これは認めていただきたいのと、そのように考えております。

また、積極的にこれを見学したり、活用したりというお申し出なのですが、学校教育のほうでもいろんなことで提言していると思いますが、この点については教育長のほうから答弁させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 教育長、お願いします。

○教育長（増川正志君） 私からお答えします。

まず、東議員の年１回程度というところの行き違いについて少し考えてみたいと思いますが、前教育長の当時の答弁では環境教育の中であって、このマイクロ水力以外に当時の発電所だとかをどのくらい使っているのだということで年１回程度さまざまなエネルギーの施設を見学していますという答弁でありました。その後、前教育長はこの事業が成ったならば各学校へ周知して、積極的に活用できるものというふうにして期待を込めて答弁したのだというふうにして思っているところです。

それで、各小中学校の学習の様子ですが、実は27年、28年度に小学校三、四年生の社会科副読本というのが改訂作業がありました。この中で実は、この当時に私もおかかわっていたのですが、環境に優しい新エネルギーの開発という小単元を新たに設置し

て、その中で森町の新エネルギーの取り組み、森町地域新エネルギービジョンを紹介して、その中でマイクロ水力発電について触れて、町内の小学生は全4年生が学習するということになっています。このことは、学習指導要領によらない全く地域の裁量による学習でありますので、非常に効果があるものですし、魅力ある教材でありますし、地域の実態を生かした教材であるというふうにして考えて、これこそ積極的な活用ではないかというふうにして考えております。

さらに、これまで森小学校と砂原中学校だけの実地見学といいますか、そばに行つて見学になったのですが、これについては学校の裁量といいますか、非常に大きいものがある、例えば森小学校では総合的な学習ということで新エネルギーを扱って、その中でマイクロ発電、この中でも16時間ぐらい学習しているのです。それから、砂原中学校では技術家庭科の中でのエネルギーの変換の中で扱って、これでもマイクロ水力発電でいけば4時間ぐらい時間使っているわけです。そういったところで各小中学校では自分たちの学校の裁量の中でできる限り見学もしたいところなのですが、ほかにもやっぱり学ぶことがあって、この年1回といいますか、小学4年生で学ぶこの新エネルギーの取り組みを基礎としているというところであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○8番（東 隆一君） このまま設置するという答弁でしたので、ぜひこれから町内の、これをやった意義、啓発活動を町民にしていくという観点からして、少なくとも桜まつりのときには設置して、今回みたいにこういうふうに長い期間外しても、落ち葉の時期ですから、設置したってまた要するにチェーンでも何でも外れる可能性十分ありますから、ですからそこのところメンテナンス、メンテナンスで春からメンテナンスなわけです。本来メンテナンスというのはその時期に合わせてやるのがメンテナンスであって、冬の期間、当然外れているわけですから、それを今まで結局去年の要するに秋からずっと外れていますと。10カ月ぐらい外れているわけです、大げさに言えば。それでメンテナンスってどこにメンテナンスをかけているのかというぐらいな要するに要は町民にしてみれば気持ちになると思います。そこのところは、もしもこのままずっとやるのでしたらしっかりそこは対応していただいてももらわないと、結局あとは教育長の部分で、本来これ教科書に載っているわけですから、教育長のほうから各学校にこういうのがありますので、町長の肝いりでもあるし、それはぜひとも皆さん、車を出しますから見に行ってくださいと、こういうマイクロという小さい発電ですけども、これは大きくなればだんだんでっかい発電にもなるのだと、そういうのの意図でやったわけですから、そこのところはしっかりやっていただかないと、同じ教科書を使って、片方の学校は見て、片方の学校は見えていないというのは、それは絶対不公平になりますので、そこのところはたとえ各学校の裁量であろうと、それは要するにある程度やっていただきたいなと思います。改めて申し上げますが、町税の有効な活用、心がけるべきだと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（野村 洋君） 東議員、答弁求めるような質問の仕方がふさわしいと思うので、そう思うから終わりますではなくて、きちんと質問するのなら質問してください。

○8番（東 隆一君） 質問で終わらせていただきますということによろしいのですか。質問。

○議長（野村 洋君） させていただきます。

○8番（東 隆一君） 質問させていただきますということによろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） 座ってください。

○8番（東 隆一君） 答弁お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

今年度の場合、私もちょっと詳細について確認していなかったのですけれども、本日設置されたそうです。今連絡を受けました。これが結構長い期間設置できなかったのは今年初めてなのです。もう一つ、春の桜まつりというのが森町では森最大のお祭りですから、全職員がまずその準備に全体的に協力しているというのもご理解いただきたいと思います。ですけれども、やはりなるべく長くたくさんの人に見てもらえるように早期に設置するようにということでは、担当のほうとそれを確実にできる方法、それから確実に設置するように検討してまいりたいと思います。

私から以上です。

○教育長（増川正志君） 私からもお答えします。

さらに積極的な活用ということなのですが、この副読本については今年度また来年度の新しい学習指導要領の改訂に向けてこの中身も改訂している作業をしているところです。これについてもまた同じように新エネルギーについては取り上げて、町内の小学生が学習できるようにしていきたいというふうにして考えております。さらに、やっぱり学校裁量のところが大きいので、また教育に不当に介入してはならないことも原則でありますので、積極的に活用については呼びかけていきたいというふうに考えておりますし、来年度から、今森町小中一貫教育準備委員会を立ち上げていますけれども、その中でも私のほうはふるさと学習を重点化にしてほしいということも述べておりますので、そういったところで各小中学校の活用につながればいいかなというふうにして考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町マイクロ発電実証事業の現状とこれからの活用等についてを終わります。

以上で議席8番、東隆一君の質問は終わりました。

次に、8、投票率向上対策と主権者教育についてと耐震改修促進計画の進捗状況について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、投票率向上対策と主権者教育についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

最初に、投票率向上対策と主権者教育についてということで質問いたします。4月21日に第25回参議院選挙が投開票されました。総務省は、今回の参院選の投票率が48.8%で確定し、前回の2016年の参院選の54.7%を5.9ポイントも下回ったと発表しました。衆院選を含め全国規模の国政選挙として過去最低だった1995年の参院選、44.52%でしたけれども、以来24年ぶりに50%を割り、同年に次ぐ低投票率となったと言われております。中でも18歳と19歳の投票率は総務省の抽出調査で31.33%になり、前回46.78%よりも15.45ポイント下回り、全体の投票率48.8%を17.47ポイントも下回っています。年齢別では18歳が34.68%、19歳が28.05%であったとされています。

森町の投票率は53.23%で、前回より2.7ポイント下回り、渡島管内においては七飯町に続いての低投票率でありました。有権者の政治への無関心がここまで来れば民主主義の危機と言ってもいいのではないかと指摘されています。森町としての投票率向上対策についてお聞きします。中でも投票済み証明書の交付による対策をしている自治体もあるが、今後導入を検討する考えがあるかどうかをお聞きします。

また、2016年の7月の参議院選挙から18歳選挙権が導入され、文科省での主権者教育が推進されていますが、森町での対応状況についてお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えします。なお、答弁につきましては森町選挙管理委員会と連携、協働して選挙の管理、執行を推進する立場から町としての考えを述べさせていただきます。

このたびの参議院選挙で実施しました投票率向上対策としましては、町内主要箇所へのばり掲出を初め、各町内会及び町内事業所宛てには投票参加、棄権防止の呼びかけ文書を送付、また食KING市開催時に実行委員会にご協力をいただき、投票の呼びかけ及び啓発物品配布などを行いました。若年層に対する常時啓発事業につきましては、森町明るい選挙推進協議会と連携を図りながら、18歳を迎えた方々に対して啓發文書及び啓発冊子を送付し、また新成人となる方を対象に成人式の際に啓発用の冊子やパンフレットを配布して、政治や選挙に関心を持っていただけるよう努めたところです。

投票しやすい環境づくりとしましては、体の不自由な方や高齢の方のために入り口などにスロープを設置したほか、全投票所での車椅子の配備、車椅子用記載台の設置など環境整備に取り組んだところです。

さて、使用済み証明書の発行についてですが、森町では現在発行しておりませんが、渡島管内では函館市、七飯町、鹿部町、八雲町で発行しております。昨今投票済み証明書を提示することで割引サービスを提供する飲食店が管内でもあらわれてきており、投票済み証明書の発行が投票率の向上につながるのではないかとの見方もあります。このような状況を踏まえ、森町選挙管理委員会では投票済み証明書発行の是非についての検討を既に始めております。町としましては、選挙管理委員会の判断を尊重する姿勢であり、現在のところ否定的な見解は持っておりません。

最後に、主権者教育についてですが、具体的な取り組みとしましては平成27年12月9日

に森高校3年生を対象に選挙啓発高校生出前講座を開催し、選挙講座や模擬投票を行っております。同様に平成28年3月8日には森高校2年生を対象に講座を開催し、選挙講座、グループ討議、模擬選挙を行っております。今後も投票率向上に対する良い方策を考え、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 当初選挙管理委員会のほうの問題なので、一般質問になじまないのかなと思いながらちょっと今回調べていたのですが、その中で過去に2人の方が質問されているということで、そういうことで今回取り上げてみました。

それで、その中の町長の回答の中、過去にあったのですが、投票によって町がどう変わるのか、また町を良くするために1票をどう使うのかというものを教育長とともに進めてまいりたいというふうな答弁しているわけです。要するにやっぱり主権者教育、それは文科省が始めた、2016年から主権者教育が始まったのを受ける前の話だと思いますけれども、だからそういう中での主権者教育、非常に大事だということは叫ばれてきているわけです。にもかかわらず、前回の主権者教育が始まった後の直近の選挙の投票率が非常に下がってしまっているという。では、そしたら主権者教育って一体今まで何やっていたのだろうと、この3年ほどの間。3年ほどですか、2年、3年ほどになるのですが、ではそれを見直さなければならない時期に来ているのかなと思ったりもしています。その一つとして、今までは明るい選挙とか、そういうようないろんな街頭へ出て投票行きましょうというものではないわけです。それをやっていた結果が低投票率につながっていることを考え直さなければならない時期に来ているのだと私思うわけです。それで、よく今回の、先ほど言いましたように、民主主義が崩壊していることになりかねない状況だという危機感を持っている人もたくさん出てきているわけです。その中で今後、先ほど最初の質問でしたように投票済み証明書の発行が、前向きに考えたいというような、町長が決めるわけではないのですが、選挙管理委員会のほうで決めることになるのですが、その辺を検討せざるを得ない状況にまづなっている。ほかで取り入れられている自治体が周りでも増えていますので、それはぜひ検討してやっていただきたいというふうに思います。

それと、それでどうしても選挙行こうというだけの形のものという呼びかけでは投票率って上がらないわけです。とすれば、私たち議会もそうなのだと思いますから、議会がではそしたらそれに何ができるのだということを考えたら、やはり政治というものを身近なものに感じてもらう必要があるのだと。その一つとしては、今議会のほうでも問題にしつつありますけれども、議会中継を考えるべきなのではないかと私思うわけです。その中で、それが投票率、関心を持ってもらうきっかけ、そういうことをやりながら、それが投票率につながっていくのでないかなと私思うわけですけれども、その辺いかが考えるでしょうか。

議会中継の、議会とか政治というものを身近に感じてもらうということが投票率につな

がるのだと私思うわけですがけれども、それ以上に職員の部分も、ここに出てきている人は町がどういう状態、何が問題にされているかということは見ることでできるのですけれども、そういうような、ほかの職員も見ることが多くなるわけです。とすれば、いろんな問題を共有化ができるという面もあるということもありますし、そういうことを考えたら、その辺議会中継を何とかやっていく方向で考えなければならないと思うわけです。それは、議会のほうで決めるべきことなのかもしれませんけれども、町長、いかがですか。その辺の考えを聞きたいと思います。それがつながっていくのだと私思うわけです。

○議長（野村 洋君） 松田議員、町側の考え方を問いただしているのですか。

（「はい、そうです」の声あり）

○議長（野村 洋君） どう思うかということで。

理事者側の考え方あれば、それ出していただいたほうがいいと思うけれども。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時38分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

投票率向上対策と主権者教育についてを終わります。

次に、耐震改修促進計画の進捗状況についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2つ目の耐震改修促進計画の進捗状況についてということで質問させていただきます。

北海道では初の震度7という予期しない胆振東部地震が発生し、道内全域約295万戸で停電するというブラックアウトが起きてから1年が過ぎようとしています。大規模地震による被害により平成7年、耐震改修促進法が公布され、近年の大規模地震頻発から平成18年に改正耐震改修促進法が施行されています。そして、大規模地震が発生したときに被害を最小限に抑えるため、平成27年度までに住宅あるいは多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割にするということを目標に森町耐震改修促進計画が作成されています。計画期間が平成27年までで過ぎていますが、改めてその進捗状況についてお伺いいたします。とりわけ地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる役場庁舎、公民館などの最優先で耐震化すべき公共建築物の対応についてお伺いしたいと思います。

また、効率小中学校の耐震化率が83.3%で、2校の3棟が耐震化されていないと8月10日付で新聞報道がされています。その対応についてもお伺いしたいと思います。

あわせて、この計画に基づいて町内全ての建物について耐震化の普及するため民間の木造住宅などの耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助していますが、その活用状況についてお伺いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 質問には本来であれば教育長から答えるべき内容も含まれておりますが、最初の質問には代表して私からお答えいたします。

森町耐震改修促進計画の進捗状況ですが、これまで森中学校、砂原中学校、町民体育館の耐震改修を実施しており、耐震診断については森公民館、砂原支所、役場庁舎を行いました。平成31年3月末現在で特定建築物全体では90.9%の耐震化率です。災害対策の拠点となる役場庁舎、森公民館については、耐震診断の結果耐震基準を満たしていないことが判明しておりますが、改修するにしても多額の費用を要することから、将来的に建てかえることを視野に入れながら考えているところです。また、学校施設の耐震化については近年小学校の屋内運動場のつり天井撤去による耐震対策や危険建物と判断された幼稚園を移転改築するなど計画的に耐震化を進めてきております。耐震化されていない学校につきましても今後耐震化を含めた学校施設整備の方向性を検討してまいりたいと考えております。

さて、民間の木造住宅等の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する補助金の活用状況ですが、相談事例はあるものの申請についてはありません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 90.9%の耐震化率が達成されているので、目標としていた数字は達成されているということです。その辺はまず達成されていないのではないかなと思っていましたから、しているということでわかりました。

それで、一応27年までの6年間の中でその計画というのは推進されてきたわけですが、今の町長の答弁にあったように一番肝心の公民館と役場庁舎がされていないということで、それで今日は、さきの午前中の山田議員のほうからの質問の中で公民館の複合施設の話がありましたけれども、建てかえる方向でいるのだと初めてそのとき今日聞きました。それで、5年前のたまたま耐震化率の話を建設課の総務経済委員会の中の話の中で、その当時の話の中で役場本庁舎が数億円、森町公民館については7億円から8億円の耐震化工事費がかかると指摘されているということが言われているのです。そして、役場内で検討委員会を設置してやるのだという話で5年前にもう言っているわけです。そして、この5年間に、そしたら今の町長答弁だと耐震化はやらないと。それは、検討委員会を開かれて検討した結果、そういう回答をしたということで理解していいのでしょうか。

というのは、初めてそういう答弁を聞いたものですから、耐震化をやらないで、先ほどの午前中の答弁においては計画も立てていない状況だということになっていますよね。とすれば、いつごろになるのか。それだけでなくこの9月27日に防災訓練をやるわけです。その避難場所というのは、公民館になっているわけですよね。だから、そういう中で耐震化されていない場所を使った避難訓練というのはまずくはないですかと思うのですけれども、その辺どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの公民館、役場についてですけれども、将来的に建てかえることを視野に入れながら考えている。いろんな会議や、私前にもこれは答弁しているのではないかなと思っておりまして。どこかでお話ししていると思います。どこでというのは、ちょっとはつきり言えませんが。

そういうことで、いろいろとこれから火山防災訓練、避難訓練なんかも行われます。そういうときに公民館も一応避難場所としてとりあえず火山防災避難の、火山に対する避難場所にはなっております。議員指摘のように、一応耐震化になっていないところに対して避難させるというのはいかなるものかという考えも中にはあると思うのですけれども、今現在みんなが訓練のときに集まりやすいところとして、とりあえず公民館を場所として指定してやる場所です。今後もしまた耐震化がなされている場所を避難場所として考えるならば、防災センターやいろんな場所は今度想定して取り組むわけですけれども、現在のところ公民館がいろんな点で使い勝手がいいということから、そういうところで訓練はさせていただいております。今後についてはいろいろまた検討して、その都度、その都度考えていきながら、最終的には将来この建てかえについては、今までいろんな答弁させていただいているように複合的な施設も視野に入れた形になっていくのかなと、そのように思います。ただ、その時期としていつごろというのはなかなかはっきりした、予算のこともありますし、町全体の計画の中の位置づけでもありますので、場所がどこがいいのかということも含めまして今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○14番（松田兼宗君） 大体話は見えてきたのですが、それで最後に一応この耐震化促進計画というのは終わっているわけですけれども、これを新たに見直していくという考えはないですね。2つの大きな建物だけしか残っていない形にはなっていると思うのですけれども、なっていないわけですけれども、とすればそれを再度見直すというか、同じ形になるのでやる必要はないということになると、それとすれば何年ほどまでに耐震化をやらないとすれば建てかえるということ見通しはある程度つけないといつまでたっても先延ばし、先延ばしになってしまうことになってしまうわけです。とすれば、いつだってこの状態が、万が一地震が今月27日にやっている最中でも起きないとは限らないわけですよ。この耐震化促進計画をつくったときの地震の後、去年も北海道に震度7という地震が起きているわけですから、現実には。とすれば、いつ起きてもおかしくない。とすれば、一定の見通しを持った中で計画を立てていただきたいと思いますけれども、再度その辺、いつごろになるかも全然考えがないのか、とりあえず今、大きい建物としてはさくら幼稚園を建てるめどが終わるわけですから、とすればこの次何をやるかと、そこの優先順位を立てているのだと思うのです。その後、先ほどの午前中の答弁にもあったように幼稚園、保育所の問題もあるわけですから、とすればそれ以上に一番肝心の防災拠点、町の中心になる複合施設の方で考えているという話なのでしょうけれども、そのことをやっぱり見通しを

持たないとならないのだと私思いますので、再度その辺、優先順位があるとすれば公民館なり役場庁舎の、役場の庁舎って最大、重要な拠点になる建物なわけですから、そこが万一地震があつて潰れたらどうしようもないわけですね。町の機能自体麻痺、機能が停止してしまうわけですから、最後にその辺を伺って終わります。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

いろいろとこの耐震化については地震が起こるたび、それから事故が、災害が起きるたびに国内で議論され、おのおの、それぞれの町の同じような施設に対して一体どのようになっているのか、早目に解決をするようにということで現在に至っております。そして、昨年9月6日には皆さんご存じのように厚真、胆振東部で震度7強という今まででもかつてない大変強力な地震が起きているということから、あわせて森町としては当然活火山、駒ヶ岳を抱えているという観点からも非常に重要視しているところであります。ただ、そのような中におきまして、まずは防災の拠点とする役場庁舎、この辺については耐震化を今現状何とかするというよりも、以前にも私答えたところがあると思うのですが、万一役場本庁舎が使えない状況になった場合には、森町には防災センターがありますので、すぐそちらを機能させて対応することは可能です。その点は全く心配しておりませんので、お伝えしたいと思います。また、ただしその中に町民がいるとか、それから中に職員がいる状態で崩れた場合にはやっぱり大変なことになりますので、緊急時には速やかに脱出できるような、そういう体制や訓練も必要かと、そのように思います。また、公民館についても正直余り丈夫な建物とは言えません。同じようにこれは対応していかなければならないと思っていますので、万一のときにはやっぱりスムーズな避難行動、それから緊急時の事前の情報キャッチと速やかな情報伝達ということでは、議員もご存じのように防災行政無線、個別受信機はもう既に、100%ではありませんけれども、整備されている状態です。

そういう状況でいろいろと着々と対策としては進んでいる状況ですが、最終的には財源の獲得ですね、確保になってくるというのは、ほかの今までの質問に対してもお話しさせていただいているところですが、この計画は先ほども申し上げました。やっぱり場所をどこにするのかということも含めて町全体のプラン、計画を練っていかなければならない、そういう段階に来ていると先ほどもちょっとお答えしましたけれども、まず場所をどこにするのか、それからどういう形にするのかから始まって、どのぐらいがかかるのかということになっていくと、そのように思います。ただ、それを考えるに至っても今現在進められている建物への取り組みもございます。それから、議員もご存じかと思いますが、平成30年度から取り組んでおる、令和4年まで、この5年間で取り組まれている30億円に近い建設物も今ございます。こういったものもありまして、今すぐ耐震化の改修するための費用捻出についてはなかなか難しいのかなと、そのように考える次第です。ただし、今現在教育委員会のほうで残されております2校の3棟、これについてはやはり生徒が日常的に使う、そういう施設でございますので、これ並行して委員会とか耐震のそ

という対策の会議の中で進められていくものと、そのようにして考えております。

以上です。

（「優先順位について答えてもらっていないんだけど。優先順位あるんだったら教えてください」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 漏れました。

優先順位は、今現在もう手がけているものがございますので、今後、ばふっとした答えと申しますか、やはり幼児教育、小学生、中学生、子供たちの教育施設をまず優先として私は考えたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 耐震改修促進計画の進捗状況についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、9、夏の暑さ対策について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

夏の暑さ対策についてです。全国的に記録的な猛暑が続き、8月には異常天候早期警戒情報が出されていきました。近年では、温暖化が原因と思われる高温に関する記録更新が全国の観測地点で相次ぎ、観測史上最高という言葉も聞きなれてしまったのではないのでしょうか。高温による影響はさまざまですが、日常生活においても生命にかかわる影響を及ぼすのが熱中症であり、熱中症を防ぐためにも屋外の活動には十分に注意し、屋内でも空調設備を活用して体調不良を引き起こさないようにと呼びかけがされておりますが、毎年多くの方が体調不良を訴え、救急搬送される中、命を落とす方も大勢おられます。

北海道は梅雨もなく、夏は涼しくて過ごしやすと言われてきましたが、蝦夷梅雨という言葉をよく聞くようになったり、全国の観測地点の最高気温を北海道内で観測することも珍しいことではなく、5月での歴代全国最高気温39.5度を北海道内で記録するなど気候が変化しているのは明らかであり、体温を上回るような危険な暑さが北海道で発生しているのが現実であります。現に5月、6月の熱中症による救急搬送者の統計を見ると、全国的にも北海道での搬送者数が多いことが知られています。

今年の森町の夏は幸いにして35度を超えるような猛暑日にはなりませんでした。30度を超える真夏日は連日にわたり記録され、年を追うごとに暑い日が多くなっていると感じられます。今年の夏も道南地方で多くの方が熱中症で救急搬送されており、暑さへの対策意識や危機意識の低さが北海道民にはあるのではと考えます。北海道保健福祉部の呼びかけでは、屋外での就労やスポーツ中だけ熱中症に注意するのではなく、室内で安静にしても温度、湿度が高い場合があり、特に子供や高齢者は脱水症状に陥りやすいなど気を配らなければならないとあります。また、北海道労働局においても職場における熱中症予防に努めるようにとさまざまな取り組みを行っています。

これからの北海道は、足早に秋の季節がやってきますが、気温とともに危機意識を下げるのではなく、来年の夏に向けてしっかりとした対策と情報共有が森町民の健康を保持す

るために必要でありますので、質問いたします。

1 番目、公共施設を利用する方の暑さ対策と熱中症予防についてどのように考えるか。
また、暑さに対する抵抗力の弱い子供や高齢者へどのような対策が必要と考えるか。

2 番目として、WBGT 値、暑さ指数を活用した熱中症発生のリスク管理を行っているか。

以上、質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えします。

今年は全国的に気温の高い日が続き、森町でも30度を超える真夏日が8日間あり、暑さによって体調を崩された方も救急搬送されました。搬送された方は大事に至らなかったものの、暑さへの対策は必要なことと捉えております。

さて、1 点目ですが、各施設内の風通しを良くするのはもちろんのこと、直射日光を遮ることなどで温度管理を行い、町民が快適に利用できるように心がけております。また、保健センターでは小さなお子さんや高齢の方が高体温になりやすいことから、子育て教室や高齢者健康教室などの機会を活用し、熱中症の知識を普及啓発しております。さらに、熱中症の危険を緊急周知するための対策として、真夏日が続いた8月2日に行ったように防災行政無線を用いて全町民に向け緊急の注意喚起などに取り組んでまいります。

2 点目のWBGT 値を用いたリスク管理については、現在のところ行っておりません。夏の暑さ対策につきましては、町民への適切な情報の伝達を初め、熱中症予防に今後も努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9 番（河野文彦君） 町民の方に防災無線でそれぞれ企業活動ですとか家庭での生活の中で熱中症に注意してくださいという防災無線での周知ですか、あと保健センターの普及啓発。自宅にいる、就業場所にいる町民の方には正直言ってこれ以上のことはできないのかなと思うところあるのです。ただ、1 番目の質問の中にあるように公共施設を利用されている方、極端に言ってしまうとさくらの園ですとか、あと幼稚園、保育所、そういうところを僕ちょっと心配して、今回質問させていただきました。特に自分で体温管理がまだできない小さなお子さんですとか、やや体が不自由なお年寄りの方とかですと本当この熱中症のリスクというのはぐっと高くなると思うのです。この時期大分涼しくなってきた、暑い話は余り伝わらないのかもしれないですけども、本州方面と比較して暑さの日数というのも北海道は少ないのかもしれないですし、逆にストーブが必要な日が多いくらいの北海道なのですけども、暑さに対する危機意識がやっぱりそういうところで低くなってしまっているのかなというふうに思っています。現に毎年道内で命落とす方がいるというのが現実でありますし、北海道は夏は涼しいというイメージではなくて、暑いというイメージが自分は強くなっているのではないかなと思うのです。地球温暖化のせいなのか、今後も高温化していくという調査結果もありますし、それで先ほど5月、6月の熱中症の搬

送者の統計で北海道は数が多いというような話しさせていただいたのですけれども、北海道の人、もともと暑さになれていないせいなのか、体が気温の変化に対応できないためなのかとも思われます。そのほか、北海道というどうしても冷房設備を含めた生活習慣ですとか、暑さの対策意識が本州の人たちとはやっぱり大きく異なっているというのは認めざるを得ないのかなというふうに思う中で、夏の環境というのはやっぱり大きく変わっていていますので、暑さの意識改革が本当必要なのかなというふうに思っています。

それで、再質問として、暑さに対してより1歩も2歩も進んだような対策をこれからとっていかねばならないのではないかというふうに思う中で、暑さから子供や高齢者を守るための方策で町長のお考えがありましたら、ちょっと具体的にお答えいただけたらと思います。

あと、2点目で、今さわら幼稚園が新築されているのですけれども、さわら幼稚園に冷房設備が導入されるかどうかをお答えお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の再質問にお答えいたします。

まず、今年、毎年毎年少し夏場の気温というのが高くなっているような感じがするのはほとんどの地域だと思うのですけれども、やはり私たち北海道は本当になんか思っていたそういう真夏日が結構場所によっては本州よりも暑い、そんな感じを受けている次第です。ですから、本当に注意しなければ命を危険にさらすというような状況は本当に心配しなければならないことと、そのように考えます。そのような中で熱中症と脱水症状、やっぱりいろいろと症状にも種類があると思うのです。脱水症状の場合は、日陰でまた水分を補給してやれば何とか戻るのですが、熱中症の場合というのは議員もご存じのように脳みそがゆで卵のように煮えてしまうと。これ治りませんので、死に至る場合が多い。こういうことから、やっぱり帽子をかぶったり、それから熱を、直射日光を遮断する等の対策が必要だと、そのように考える次第です。

そのような中で町内の幼稚園や、本当はこれは教育長の担当の部分になるのですけれども、幼稚園、保育所、そういう関係では今現在は扇風機を設置したり、また健康状態を本当に各先生がよく見る、また水筒の持参、それから炎天下には表に出ないと。また、園舎、保育をしていたりしている場合、幼稚園などでは水遊びを園児の授業の中に取り入れたり、本当に十分な休息をとらせる。中には森保育所などではやっぱり塩分チャージ、タブレットを子供たちに配って、塩分の補給をすると、そういう取り組みもされております。本当にそれぞれ園長先生、担当の先生、学校でも同じです。やっぱり子供たちの健康管理は先生方の仕事でもありますので、そういったことで現在取り組んでおります。また、今後どんどんこういったことが……あと議員の質問にもありましたさくらの園ですけれども、やっぱりロビーのみ扇風機ということで風を動かしていますが、ほかは窓をあけたり、網戸での対応ということになっています。ただ、高齢の方の場合、余り冷やしたり、直接風を当てたりしますと逆に喉が乾燥したり、また違った形で体調を崩される場合がありますので、病院を含めて、病院の患者さんの部屋も余り冷やしたりということは、冷房は今少な

い状況です。ただ、今後いろんなこういうふう全体が真夏日になってくるような状況が余りに長いような場合は、やはり何がしかの対応策を考えていかなければならない、そのように思います。具体的な方法というのは、今後予算も含めていろんな検討しながら進めていかなければならないと、そういうふう思っておりますので、その点ご理解いただきたいと、そのように進めていきたいと、そのように思っております。

今現在もやっている中では、今後についても自然を活用した熱の遮断と申しますか、グリーンカーテンってよくありますよね。そういうのも今後やっぱり考えて、工夫していくべきかな。これちょっと話がずれるかもしれませんが、やっぱり樹木をふやしながら逆に日光を遮断して、その施設が暑くならないようにすると、そういうことも一つの方法かなと、そのように思っております。機械的な冷房装置や断熱処置というのは結構な予算がかかると思っておりますので、その点については今後も慎重に検討しながら進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） さわらの、さわら幼稚園の入っている。

○町長（梶谷恵造君） さわら幼稚園は、新しいさわら幼稚園につきましては空調設備が計画の中に入っておりますので、その点は……空調設備が中に入っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々。

○9番（河野文彦君） 幼稚園なんかでは、水遊びですとか外に出ない、余り暑いときは出させないなどいろんな工夫はされているのかなというふうに思いました。また、さくらの園なんかでもいろいろすだれをかけたりだとか、今できる範囲での暑さ対策というのは十分とられて、職員の方も入園者や子供たちには十分気を使っているというところは十分わかっているところです。ただ、いろいろこの断熱だとか、断熱カーテンですとかすだれ、扇風機なんかをつけても例えば外がもし32度の気温になれば、幾ら扇風機回しても、断熱しても風通せば中も32度になるわけですから、やはり機械的に冷やす冷房設備というのは今後考えていかなければならないのかなと。エアコンの風が合わないという方もよく話も聞きますけれども、別に北海道の冬みたく冬にがんがんストーブたいて、半袖になって家にいるような、そんながんがんエアコンたいて寒い、寒いと布団着るような状況にはならないと思うので、本当今年の夏は35度まではいっていませんけれども、いつの日か35度が1週間続くなんていうのが来年突然やってきてもおかしくないような気候の変化かなと思うので、その辺をもう一度考えていただいて、今から来年に備える。来年暑い、もうだめだといってから整備しようと言っても来年まで我慢しましょうになってしまうので、その辺先手、先手を打って考えていただけたらと思います。

あと、さわら幼稚園については新しい建物だからつくと。私つけるの当たり前だと思います。この時期に建物更新になるのにエアコンつけないというのは逆にどうなのかなというふうに思うところなのですけれども、設置されるということで安心しているのですけ

れども、必要だからつくと思うのです。新しいからつくというのものもあるけれども、必要だからつくというところも大きいと思うのですけれども、そうなったらやっぱり既存の幼稚園、建物来年壊すよというような建物であれば1年、2年ちょっと我慢してという気持ちもわからなくもないのですけれども、少なくともあと10年、15年使うよという建物であれば例えばお昼寝室だとか、あと調理室ですか、相当暑くなっているのは。そういうところだけでも設置というものを考えていってあげてもいいのかなというふうに思っていました。

あと、WBGT値ですか、暑さ指数というものを活用したことはないという先ほどの話だったのですけれども、それも暑さに対する危機意識がちょっと足りないといえますか、こういうリスク管理というのは暑さ指数で行っていくというのが監督署のほうでも多分いろいろ来ていると思うのですけれども、私どもでも、民間企業でもやっぱり外で作業するような場合、この暑さ指数ですか、これを活用して十分管理してくださいというふうに言われているものですから、町の職員の方の話になると思うのですけれども、職員の方でもやっぱり外で作業する方もいると思いますので、その辺はリスク管理というのをしっかり行ってほしいなというふうに思っています。

また、先ほどの通告文の質問の中で屋外での活動、就労だけではなくて室内で安静にしていたり、室内で就労していても、オフィスワークでもこの熱中症というのはあり得ることなのです。ですから、極端に言うと屋内であって重労働といえますか、例えばそれこそ介護の仕事している方ですとか、そういう幼稚園の先生なんかというのは屋内でもかなり重労働していると思うのですけれども、大分暑い環境で頑張っているのかなというのが見える中で、町長からしてみると雇用主ですから、職員の方に対しては。そういった観点からこの暑さ指数を改めて活用してリスク管理を行っていくというようなお考えがないかどうかを再々質問させていただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問、いろいろいただきました。大変多方面にわたっているのかなと思いますけれども、もし答弁漏れましたらまたご指摘いただきたいと思います。

まず、来年暑くなってからでは遅過ぎるということで、今年の暑さに対する取り組み、もしくは来年に対しては少しこういうふうに工夫していこうということがあれば、やはり現場サイドでも恐らく考えていることと、そのように思っております。それから、本当に高齢者の方もしくは子供たち、そして役場の職員に対しましても当然自分たちがいて非常に体調が悪くなるほど高温であれば、やはりそこは当然のように気づくと思いますし、私定期的に管理職会議を行っておりますけれども、その都度体調、当然自宅で冷え過ぎたり、それから温度差でもって体調崩すということもありますので、そういったことも含めて注意喚起はしているところです。WBGT、その指数を使った対応というのはなかなか、現場1つではありませんので、共通性がないので、おのあの注意をするように、そのように考えて、指導しているところです。

また、通常2階建ての建物の1階、空気の流れがきちんと流れていれば非常に涼しいで

す。確かに表が30度を超えている気温で、中も暑くなりそうに感じますけれども、ここはやっぱり空気の流れは風速1メートルで温度1度下がりますから、どんどん風を流すようにすれば冷えるというのも一つの原理です。私は、できるだけ電気だとか、そういう機械式なものではなく、できれば天然の自然のものを活用して気温の上昇を防ぐ、暑さを防ぐということに取り組みたいなという基本的な考えです。なぜかと申しますのは、当然暖かいのを冷やすためにまた二酸化炭素をふやすような電力を使う。自然エネルギーを再生した電力であればいいのですけれども、必ずしもそうとは限りませんので、さらに悪化を招くようなことは避けるべきだろうということから、極力自然の流れ、そしてそこに空気の流れをつくれるような、そういう配置や工夫はそれぞれで考えてくれれば大変ありがたいな、そのように思っている次第です。そういう中でももし建物が改修や新しく建てる時には、使う、使わないは別にして、当然設備としては組み込むべきだと、そのように考えます。来年に対する熱中症対策、いろんなことを職員にも注意喚起をさせながら今後も進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 夏の暑さ対策についての質問は終わりました。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第4、認定第1号 平成30年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成30年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成30年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会よ

り委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時22分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に菊地康博君、副委員長に木村俊広君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月4日から9月12日までの9日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては9月4日午前10時を開会とします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月12日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、9月13日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時23分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和元年9月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和元年第2回森町議会9月会議会議録（第3日目）

令和元年9月13日（金）

開議 午前10時00分

休会 午前10時28分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和元年第2回 認定第 1号 平成30年度森町各会計歳入歳出決算認定について
森町議会9月
会議付託議件 認定第 2号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計決算
認定について
認定第 3号 平成30年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 平成30年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 4 議案第19号 令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 5 意見書案第1号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書
- 6 意見書案第2号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 7 意見書案第3号 国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番	野村 洋 君	副議長 1番	菊地 康博 君
2番	山田 誠 君	3番	佐々木 修 君
4番	高橋 邦雄 君	5番	伊藤 昇 君
6番	加藤 進 君	7番	堀合 哲哉 君
8番	東 隆一 君	9番	河野 文彦 君
10番	宮本 秀逸 君	11番	檀上 美緒子 君
12番	木村 俊広 君	13番	久保 友子 君
14番	松田 兼宗 君	15番	斉藤 優香 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 惠 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防 災 交 通 課 長	柴 田 正 哲 君
契 約 管 理 課 長	山 田 真 人 君
企 画 振 興 課 長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 浏 茂 君
保 健 福 祉 課 長	坂 田 明 仁 君
保健福祉課参事	須 藤 智 裕 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住 民 生 活 課 長	安 藤 仁 君
子 育 て 支 援 課 長	濱 野 尚 史 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	寺 澤 英 樹 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君
地 域 振 興 課 長	角 野 雄 平 君
町 民 福 祉 課 長	千 葉 正 一 君
教 育 長	増 川 正 志 君
学校教育課長	萩 野 友 章 君
社会教育課長兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	宮 崎 弘 光 君
生涯学習課長	川 口 武 正 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長	野 崎 博 之 君

給食センター長	藤 嶋	希 君
さくらの園・園長	金 丸	義 樹 君
病 院 事 務 長	小 田 桐	克 幸 君
上 下 水 道 課 長	水 元	良 文 君
消 防 長	東 谷	直 樹 君
消 防 署 長	松 田	光 治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池	一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	奥 山	太 崇 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田	和 子 君

○会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 平成30年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成30年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成30年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 議案第19号 令和元年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 3 意見書案第1号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書
- 4 意見書案第2号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 5 意見書案第3号 国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書
- 6 議員の派遣について
- 7 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席8番、東隆一君、議席9番、河野文彦君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第3、令和元年第2回森町議会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題とします。

なお、討論及び採決については認定議案ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（菊地康博君） 1、付託議件名、認定第1号 平成30年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成30年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成30年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

2、審査日程及び経過、9月4日、出席委員14名、各担当課長等から決算書及び報告書をもとに予算の執行状況について説明を受けました。

9月5日、出席委員13名、森町一般会計の歳入及び歳出の款9消防費、項1消防費、目1災害対策費まで及び森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入及び歳出について質疑を行いました。

9月6日、出席委員13名、森町一般会計の歳出の款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費まで及び森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計の歳入及び歳出並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入及び支出について質疑を行いました。

3、審査の結果、付託された認定第1号から認定第4号まで認定すべきものと決しました。

4、決算審査特別委員会の審査について報告いたします。令和元年第2回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月4日、5日及び6日の3日間にわたり慎重審議のもと審査を終了し、起立採決の結果、認定第1号は賛成多数、認定第2号から認定第4号までは全員一致で認定すべきものと決しました。

さて、理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望等を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。

また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とした案件の予算化、その決算においては特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めることを具申するとともに、委員会審査をさらに円滑に進めるため決算書に説明欄を設け、主な項目及び金額を表記するなど、わかりやすい決算書の作成を望みます。

さらに、地元経済は厳しい状況が引き続き見られ、特に近年見られる海洋での異常気象などによる1次産業等への影響は先行きが不安定な状況にあります。そうした要因による地元経済の疲弊により財源確保が期待できない場合も想定しつつ歳入確保に努める一方、歳出では徹底して無駄を省きながら予算執行管理を適正に行いつつも町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本委員会は議長及び監査委員を除く14名で構成した特別委員会ではありますが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。

以上、委員会報告を終わります。

○議長（野村 洋君） これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会においては質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員会報告に対する質疑、討論を省略します。

これから令和元年第2回森町議会9月会議付託議件について認定議案ごとに討論及び採決をします。

まず、認定第1号の討論に入ります。

これから討論に入ります。まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する反対討論の発言を許します。

○11番（檀上美緒子君） おはようございます。2018年度一般会計決算認定に反対します。

このたびの一般会計決算に対し、監査委員は補助金交付に当たって一部に補助金交付要綱に規定され、提出義務を課した必要書類に不備があるまま受理し、補助金交付に至っている事案が認められたと指摘しています。これは、紛れもなくグリーンピア大沼株式会社への補助金3,406万円の交付のことであり、前年度、2017年度においては1億8,455万円、今年度3,391万円の補助金申請においても補助金交付申請時に提出義務がある書類不備の

まま受理しています。不備な書類とは前年度決算書ですが、それをグリーンピア大沼が出さない理由は、森町が株主や債権者、税務署などの開示義務者ではない、提出したらその内容が役場以外の第三者に漏えいする可能性があるからと言うのです。議員の皆さん、これを申請の条件を守らない理由として認められますか。町は、この理由を認め、町が東京商工リサーチからデータを取り寄せ、グリーンピア大沼が出さなかった決算書にかえて添付書類としているのです。さらに、グリーンピア大沼の補助金申請書には、みずから出してもいない前年度決算書を添付としています。つまり町は、グリーンピア大沼株式会社の虚偽記載をも認めているのです。

このように要綱違反の補助金交付に対する監査委員の意見や議員の質問に対し、町は説明も反省も全くありません。裁判中の件であると説明責任を放棄しながら、グリーンピア大沼株式会社の言うがままに補助金を3年間も出し続けています。この3年間の総額は2億5,252万円になります。しかも、この補助金を使った投資や補修内容は、2016年のグリーンピア大沼売却時に売却理由として町民に説明した今後10年間にわたる7億5,000万円の補修や投資内容に該当するものがわずか2%もないばかりか、平成30年計画時の投資内容が決算時には全く別のもの、遊具のウオーターバルーンとポータブルプールに変わっています。こうした町民に説明できない補助金は出すべきではありませんし、裁判中を理由に説明できないなら、裁判が結審するまで補助金はやめるべきだと思います。

議員の質問に貢献度で答弁は変わると明言する梶谷町長においては、書類不備や虚偽記載があったり、整合性がなくても貢献度があるとしてグリーンピア大沼への補助金交付はあり得るのでしょうか、社会常識や規範意識がそれなりにあり、善悪の区別がつく者、まして公の仕事をする者が貢献度によって対応を変えることは、あってはならないと思います。議員の皆さん、今は2018年度の決算で既に執行済みで取り返しはできませんが、この要綱違反の補助金交付は現在進行形です。今年、2019年度の補助金交付の問題でもあります。ですから、今町長を初めとする執行部に反省を求め、公正、公平な透明性のある町政へ軌道修正をさせなければならないと思うのです。議員の皆さん、要綱違反の補助金支出を含む一般会計決算認定反対にご賛同くださいますよう訴えて反対討論といたします。

○議長（野村 洋君） 次に、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する賛成討論の発言を許します。

○6番（加藤 進君） 私は、平成30年度森町各会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま反対討論を行った方は、毎年同じ意見しか述べません。何かしら取りつかれているのかなと私は思います。それ以外の目立った意見は、どうして出ないのでしょうか。なぜグリーンピアの件にばかりそういうような形で携わっていくのか、私は意味がわかりません。あなたは、グリーンピアに取りつかれているのですか。この各会計の決算審査について、確かに不備なところはあったかもしれませんが、でも、今年ばかり不備があったわ

けではない……

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 静粛に願います。

○6番(加藤 進君) それは微々たるもので、各課の人間も真摯に向き合ってやっているわけでありますから、そういうような小さなことに対して、さもさも大きな問題であるかのごとく討論をしているわけでございます。グリーンピアを安い値段で売ったから、町に損害を与えたのでしょうか。町は、何も損害をしているわけではありません。あなたの思い過ごしで議会をみだらに混乱させ、町民に混乱をもたらしております。議員の皆様、今年の決算審査はどうか賛成をいただきますように、1人の反対討論者のために森町を混乱させて良いのでしょうか。そんなことは、あつてはならないと私は思います。議員の皆様に対して、常識ある皆様ですから、本当に賛成されることを望みます。私の賛成討論とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長(野村 洋君) ほかに討論ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第1号 平成30年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数。

採決の結果、賛成6人、反対9人です。起立少数であります。

認定第1号については、不認定とすることに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) これで討論を終わります。

認定第2号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第2号については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。3号に対する討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第3号 平成30年度森町水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。これから討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第4号 平成30年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

認定第4号については、認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第19号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第19号 令和元年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度森町一般会計補正予算の第4回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出それぞれ122億2,813万8,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入ですが、款10地方交付税は、補正財源として普通交付税を計上しようとするものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出ですが、款2総務費の300万円は、主に法人町民税の確定による還付金を計上しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書４ページからです。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第４、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 意見書案第１号

○議長（野村 洋君） 日程第５、意見書案第１号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第１号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第１号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第５、意見書案第１号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 意見書案第２号

○議長（野村 洋君） 日程第６、意見書案第２号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第２号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第6、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第7、意見書案第3号 国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第7、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第8、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、日程第7のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第9 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(野村 洋君) 日程第9、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会
会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして令和元年第2回森町議会9月会議に付議されま
した議件の審議は全て終了しました。

よって、令和元年第2回森町議会9月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前10時28分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和元年9月13日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員